

21世紀のための友情計画

(青年招へい事業)

調査団報告書

(昭和61・62年度)

昭和63年12月

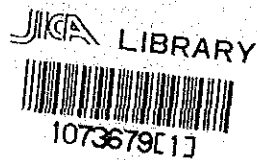
国際協力事業団

21世紀のための友情計画

(青年招へい事業)

調査団報告書

(昭和61・62年度)



昭和63年12月

国際協力事業団



はじめに

国際協力事業団が昭和59年度より開始した21世紀のための友情計画に基づく青年招へい事業は、当初アセアン6カ国を対象として実施されたが、その後招へい対象国として、昭和61年度よりビルマ、フィジー、PNGが加わり、また昨年度においてはさらに中国、韓国へと拡大された。

本報告書はこれら61年度、62年度において、各国に派遣された調査団が先方政府関係機関等との間で当該年度の招へい事業を評価し、併せて次年度の計画につき協議した内容を内部資料としてとりまとめたものである。

外国からの資料取り寄せ等の為に日時を費やし、報告書の刊行が遅れたが、本書の内容が今後当該事業に携わる方々にとって参考になれば幸いである。

昭和63年12月

研修事業部長

目 次

1. 青年招へい事業昭和61年度調査報告 1
2. 青年招へい事業昭和62年度調査報告 85

昭和61年度青年招へい事業調査報告

I	昭和61年度青年招へい事業調査団派遣計画	1
II	団員及び構成	2
III	面談要旨	3
	インドネシア	3
	タイ	5
	フィジー	7
	P. N. G.	10
	シンガポール	13
	マレーシア	16
	ブルネイ	18
	フィリピン	20
	ビルマ	22
	韓国	25
	中国	27
IV	調査団資料 1 アセアン等	44
	2 中国	58
V	R/D 中国	69
	R/D 韓国	79

I 昭和61年度青年招へい事業調査団派遣計画

1. 目的

本年度事業の評価及び来年度事業実施に係る要望調査等を行う。

2. 派遣先国及び派遣期間

A班 タイ、インドネシア(62.1.29-2.7;10日間)

B班 フィジー、PNG、シンガポール(62.2.9-2.21;13日間)

C班 マレーシア、ブルネイ、フィリピン(62.3.4-3.15;12日間)

D班 ビルマ(62.3.15-3.20;5日間)

3. 派遣予定者

A班 JICA 2名、外務省1名、団体1名、計4名

B班 JICA 2名、外務省1名、団体1名、計4名

C班 JICA 2名、外務省1名、団体1名、計4名

D班 JICA 2名、外務省1名、計3名

4. 調査事項

(1) 本年度事業の日本側実績に対する相手国側の評価について

- ① 研修的事項(日本語学習、講義内容とレベル、通訳能力等)
- ② 体験的事項(ホームステイ等)
- ③ 交流的事項(交流青年の質、交流内容交流方法等)
- ④ 文化的事項(視察先の選択、視察内容)
- ⑤ その他

(2) 本年度事業の相手国側実績に対する評価について

- ① 青年の選考
- ② 現地プログラム(アセアンのみ)

(3) 同窓会について

- ① 同窓会設立促進または活動内容の調査
- ② 同窓会交流連絡会の開催(アセアンのみ)

(4) 来年度事業について

- ① 来年度受入計画案の確認
- ② 中国・韓国青年招へい事業の実施説明
- ③ アプリケーション・フォームの2カ月前提出再確認
- ④ ビルマ・PNG・フィジーにおける現地プログラムの実施

(5) 今後の展望

Ⅱ 昭和61年度青年招へい事業調査団団員及び構成

	派遣国	派遣期間	調査団員
A	インドネシア タイ	昭和62年1月29日 ～2月7日	飯島正孝 研修事業部次長 加藤義治 外務省技術協力課 松丸信男 日本国際生活体験協会事務局次長 中村光夫 研修事業部青年招へい業務室長代理
B	フィジー PNG シンガポール	昭和62年2月9日 ～2月21日	伊藤健一 研修事業部青年招へい業務室長 青山利勝 外務省技術協力課 上村文三 青少年育成国民会議事務局長 篠崎泰昌 研修事業部青年招へい業務室 (なお、上村団員はフィジー、PNGのみで2月19日帰国)
C	マレーシア ブルネイ フィリピン	昭和62年3月4日 ～3月17日	岡部和夫 研修事業部長 平川繁行 外務省技術協力課 吉田 弘 国際交流サービス協会常務理事 熊野 明 研修事業部青年招へい業務室
D	ビルマ	昭和62年3月15日 ～3月20日	中村光夫 研修事業部青年招へい業務室長代理 窪田博之 外務省技術協力課 中山利隆 研修事業部青年招へい業務室

Ⅲ 面 談 要 旨

インドネシア

1. 派遣国および派遣期間

インドネシア, タイ

昭和62年1月29日～2月7日

2. 調査団員

飯 島 正 孝 研修事業部次長

加 藤 義 治 外務省技術協力課

松 丸 信 男 日本国際生活体験協会事務局次長

中 村 光 夫 研修事業部青年招へい業務室長代理

3. 面談相手

(1) Mr. Sri Harsono

Assistant Minister,
Ministry of Youth Affairs and Sports

(2) Mr. Soenaryo

Assistant to the Minister for Youth Affairs and Sports,
Ministry of Youth Affairs and Sports

(3) Mr. Wisber Lowis

Director General of Asean Bureau,
Ministry of Foreign Affairs

(4) Mrs. Tetty Latupepua

Head, Social Culture Bureau,
Ministry of Foreign Affairs

(5) Mr. Widodo Gondowardojo

Head, Cabinet Secretariat, Bureau for Technical Cooperation

(6) Mr. Huscin Adiwisasta

Head, T'ODC Division, Bureau for Technical Cooperation

(7) 浅 見 真 在インドネシア日本国大使館 参事官

(8) 高 橋 周 平 在インドネシア日本国大使館 一等書記官

4. 面談要旨

(1) ウイドド大統領府技術協力調査委員会事務局長

1) 「ウ」事務局長より、本計画は、日・「イ」友好関係、日・ASEAN友好関係を強化し相互理解を深める上で有益なものである。本計画の期間を延長し継続するよう強くお願いした

い。今後の改善要望事項として、特に評価プログラムの際のアンケートに本計画と直接関係のない質問事項（日米関係、日中・日ソ関係を例示）を加えないようにしてもらいたい。また、招へい分野の追加ないし再編成を検討してもらいたいと述べた。

これに対しわが方より、アンケートについては、初年度より同様な要望があり不必要なものは除くなど改善を図っているが、更に配慮する。また、分野増、再編成については、予算上の制約、及び、本計画はASEAN共同プロジェクトとして実施されるため初年度にR/Dを締結し、計画の内容を確認し合っており、本計画自体の大幅な増は困難であるので、既存の招へい分野を運用することで対応してもらいたい旨回答。

- 2) わが方より青年選抜問題につき強い関心をもっている旨言及、先方の事件以後は既存の期間を活用し公正な選抜が行われるよう改善努力をしている旨回答。
- 3) 明年度からの中国及び韓国青年（各100名）の招へい計画の開始につき説明、先方は青年交流の主旨にそい、中・韓青年が招へいされることはよいことであり、将来的にはASEAN参加者とも一緒に参加することが望ましいと思うと述べた。
- 4) 最後に、出国税（現在25万RP）が招へい青年に負担となっていることに言及、先方は、既に国が負担している公務員のほか所属団体より推薦され選抜される青年指導者、農村青年は団体が負担することで解決できるが、他方、学生、都市勤労青年等個人ベースで選抜される者にとり負担となっていることは十分承知しており、国内関係機関と対応策につき協議したいと述べた。

(2) ルイスASEAN国内事務局長他

- 1) 「ル」局長より、本年度は「イ」青年の視野を広げ、日本の理解を深めるうえで有益なものである。各プログラムも十分アレンジされており、日本側の努力に感謝している旨述べた。要望事項は以下のとおり。

(イ)宗教事情に配慮（食事、お祈り）、(ロ)現地プログラムでの日本語学習時間増、(ハ)合宿セミナーでの討論会の時間増、(ニ)「イ」の大学等で日本語を学ぶ青年を通訳者として参加、(ホ)35才以上の年配者を青年の相談役として参加。

これに対し、わが方より各プログラム改善要望に対し充分配慮（日本語カセット送付、豚肉をさける等）している。予算及び受入体制上の問題により、時間増については対応は困難であるが、他の要望につき協力団体とも協議し検討したい。尚、年配者参加については、原則は18～35才であるが他国の事情をもふまへ回答することとしたいと述べた。

- 2) 青年相互交流の観点より、日本青年ASEAN派遣をわが方でも検討しているが、資金的問題については相互負担ができれば望ましい旨説明、先方より右につきASEAN各国で一度討議されたことがあると聞いているが、いかなる結論となっているか不明であり照会のうえ検討したいと述べた。
- 3) 中国・韓国青年招へい計画については、先方は日本が二国間ベースで事業を行なうこと

については何ら問題はないが、ASEAN共同プロジェクトである本計画の招へい青年が他
外国渡航に中国の青年と合同となることはさけてもらいたい旨要望。

4) 最後に、わが方より人選につき公正に実施してもらいたい旨要望して協議を終えた。

(3) スリ・ハルソノ青年・体育省次官他

1) 冒頭わが方より公正な人選を強く要望のうえ、本年度の報告を行ない、参加者からは極めて満足いく結果が出ている旨ひろう。先方は本計画に係る「日」側要望として、本年度派遣した青年の中に規律を欠いたものがいたことを残念に思っており、これを改善するため、各グループの中に年長の者（外務省、大統領府、青年、体育省の職員）を一人ずつ参加させ青年の生活指導に当らせたいと考えているので検討願いたいとのべた。

2) これに対し、わが方より他の国の意見もふまえ、検討したい旨回答。更に、本計画応募者のアプリケーション・フォームの提出が毎年遅延し現地プログラムに支障をきたしているのを改善を要望したところ、先方は早期提出にできるかぎり努力する旨回答。

3) 中国・韓国青年招へい計画については、先方は特に中国青年と合同にしてもらいたくないことを強調。

タ イ

1. 面談相手

(1) Mr. Bhakdi Jutijudata (総理府青少年局次長)

Deputy Secretary General, National Youth Bureau (NYB)
Office of the Prime Minister

(2) Mrs. Urawan Pichitakul

Director, Competent Officers for Applicants' Selection,
National Youth Bureau (NYB)

(3) Miss Maliwan Kullananijaya

Chief, Competent Officers for Applicants' Selection,
National Youth Bureau (NYB)

(4) Miss Sirilak Meaksung

Staff, Competent Officers for Applicants' Selection,
National Youth Bureau (NYB)

(5) Miss Dosanee Pkalsena

Staff, Training of Applicants,
National Youth Bureau (NYB)

(6) 中村 昭太郎 在タイ日本国大使館一等書記官

2. 面談要旨

1月30日午後、調査団(飯島団長他)は、タイ総理府青年局にバクディ同局次長等を往訪し本年度計画に係る評価、明年度受入計画等につき協議したところ概要次のとおり。

- (1) 冒頭「」次長より「本計画をタイ青年に日本社会の実情や日本の成功の秘訣を見聞させることができるすぐれた事業である。本年度参加青年からの報告にも、本計画は日・タイ友好関係、相互理解を深めることに寄与しているほか、青年は各々の視野を広げる貴重な機会を得、また、見聞した知識を直接、間接にタイの社会や国の発展に役立つよう適用することができるとの意見が多数あった」旨述べた。
 - 2) 各個別プログラムについては、全般的に十分満足しており、日本側のプログラム改善努力に対して高く評価しているが、今後更なる改善事項として
 - (ア) 現地プログラムでの講義内容が日本での共通プログラムでの講義と重複しないよう留意すること。
 - (イ) 共通プログラム及び分野別プログラムでの講義や各視察先でのブリーフィングの際、質の高い通訳を確保すること(特に都市勤労青年、農村青年に対しては専門用語にも注意して正確に通訳すること)また質疑応答の時間を延長すること。
 - (ウ) 合宿セミナーでは意欲ある日本青年の参加、討論会の時間を延長、及び討論のテーマプログラム内容をタイ青年に事前に通知すること(出発前3~4週間)。
 - (エ) ホームステイにおいては日数の増加、参加青年と受入家庭の誤解、不安をなくするための相互データを事前に通知しあうこと。
 - (オ) 評価プログラムでは評価のためのアンケートの質問内容については事前にタイ側と協議すること。
 - (カ) その他受入れや帰国の際利用する航空機を、出発・到着時間の都合、また青年の不安をとり除く等のため、できればJALにかえてタイ航空を使用すること等を提案した。
- (2) これに対し、わが方より受入プログラムの内容改善についてはすでに、タイ語通訳の確保、青年へのオリエンテーション実施、資料の充実等をおこなった旨説明の上、更に、国内協力団体とも協議の上可能なものから必要処置を取ることとしたい旨述べた。ただし資金的、及び受入体制上の問題で現地プログラムやホームステイの日数増については、提案の趣旨は理解するも、困難なところがある旨述べた。航空機については他国の問題もあり回答を留保した。
- (3) 次いで、来年度受入計画案について協議したところ、先方はわが方に同意した。(なお、青年指導者グループ内に新設するFINE APPLIED AREASグループの分野は今年度音楽家と舞踊家を希望)
- (4) わが方より同窓会結成につき質問したところ、先方は基本的には結成することで合意しているも、資金的問題と相互の連絡がうまくいかないため設立までには日時を要する旨述べた。

- 更に、わが方よりシンガポール、マレーシア等では既に結成されており設立準備段階で資金的協力をおこなった旨説明したところ小グループの準備委員会を設けて検討する旨述べた。
- (5) 中国、及び韓国青年招へい計画を来年度より開始する旨わが方より説明、先方は聞きおくとどめた。
- (6) 最後に本計画が残り2年間となっていることに言及したところ、先方は本計画を非常に高く評価しているので、日本政府が期間を延長してくれることを強く希望している旨述べた。

フ ィ ジ ー

1. 派遣国および派遣期間

フィジー、PNG、シンガポール

昭和62年2月9日～2月21日

2. 調査団員

伊藤 健一 研修事業部青年招へい業務室長

青山 利勝 外務省技術協力課

上村 文三 青少年育成国民会議事務局長

篠崎 泰昌 研修事業部青年招へい業務室

(なお、上村団員はフィジー、PNGのみで2月19日帰国)

3. 面談相手

(1) I. S. Walia

Director of Training,
Public Service Commission

(2) E. Qova

Principal Training Officer
Public Service Commission

(3) S. Naidu

Administrative Officer
Public Service Commission

(4) A. Khan

Chief Assistant Secretary (外務省主席次官補)

(5) 原 在フィジー日本国大使館 参事官(代理大使)

(6) 上村在フィジー日本国大使館 書記官(文化担当)

(7) 上植在フィジー日本国大使館 書記官(経済協力担当)

4. 面談要旨

(1) カーン外務省外務次官補

- 1) わが方より、調査団訪問の目的が、本年度プログラム実施に係る「フィ」側評価の聴取と明年度受入れ計画の打ち合せにある旨説明し、本件プログラムに対する一般的評価につき質問したところ、「カ」次官補は、一行のフィジー訪問を歓迎するとともに、本件招へい計画に参加したチーム・リーダーより、本件プログラムが日本の全体像を把握することから風俗習慣などの具体的事象を理解する上で非常に有益であったこと、同時に大いにエンジョイした旨の報告を受けている、ただし、同時期の他国の同プログラムの参加者は例えば PNG は教員グループであったことや、分野が各々フィジーの行政官グループと比べ異なっていたことから、フィジー・グループは関心事項が異なり、他分野のグループと意思疎通が十分行えなかったとの問題点が指摘されたので、右をふまえ、明日、人事院(PUBLIC SERVICE COMMISSION)の関係者と十分協議していただきたい旨応答した。
- 2) 「カ」次官補より、来年度のプログラムが本年度プログラムと同様かどうかの質問に対し、わが方より、基本的には同じであるが、招へい対象者の分野について大学、高校、職業訓練学校の教員や勤労青年の受入れも可能であり、本年度と違う分野から選択した方が良いと考えているが、その点についても人事院関係者と話し合いたい、また、プログラムの実施時期は、本年度より幾分早めて9月初めころから実施したい旨応答した。
- 3) これに対し、「カ」次官補は、実施時期は、フィジーの人々にとり好適である旨述べるとともに、米、英、仏、豪等への研修員派遣は、個別のものばかりであり、日本の本件プログラムの如くグループで実施されるのは積極的な技術協力として評価でき、有意義であり、非常に関心をもっている旨述べるところがあった。
- 4) わが方より、本件プログラムは、技術協力のスキームの中で実施されるものであり、友好親善の促進と技術移転の二つの目的を有しており、右を効果的に実施するためには、出発前の現地プログラムが大切である旨指摘したところ、「カ」次官補は、外務省としては、本件プログラムが有効に実施されるために相応の協力をする用意があり、今後要望事項あらば、日本大使館を通じ要請して欲しい旨述べた。

(2) ワリア人事院訓練局長他

- 1) まず「ワ」局長より、本年度本件招へい計画に太平洋の近隣国としてフィジーより10名の参加者を派遣できたことに感謝の意を表明するとともに、明年度計画への参加者について、なるべく広範囲の分野からノミネートしたく、公共部門、民間部門から二つのグループを編成して派遣したい旨の希望表明がなされた。

これに対し、わが方より、本調査団の訪問目的、本件招へい計画成立に至る背景、現在までの参加国、日本における実施プログラムの概要を説明するとともに、本年度計画のレビューとして、参加者の95%以上が満足の意を表明しており、参加者及び日本人カウンター・パート双方にとって有益であったが、一方参加者の国籍、職業が異なり関心事項も広範囲にわたっていたため、参加者からの要望に答えてプログラムを改善してゆきたい旨述べた。

- 2) 「ワ」局長より、本年度計画に参加した行政官より、日本の社会変革、産業構造等の現状について強く印象付けられたこと、覚えた日本語が役に立ったこと等の報告を受けており、本計画が非常に有益なものであると理解している旨述べた。わが方より、本計画は、フィジー政府のイニシアティブにより日本の責任に基づき実行される、いわばジョイント・プログラムであり、両国の友好親善の上に成り立っている旨説明した。
- 3) わが方より、現地プログラムについて、インドネシア、シンガポールは、4日から一週間の現地プログラムを実施しており、本計画を有効裏に遂行するためには必要なプログラムであり出発直前に右を実施すれば、より効果的な日本理解ができるのではないかと指摘したところ、「ワ」局長より、本年度計画に参加した行政官の経験からいうと、たとえ短期間であってもそれぞれ職から離れることは難しく、また、フィジー人は教育レベルも高く日本を理解する下地は十分できており、資料さえあれば、せいぜい半日か一日の現地プログラムで十分である旨応答したので、わが方としては、日本をより良く理解するために必要なプログラムであると考えているが、その実施期間の判断は「フィ」側の問題である旨答えるにとどめ、実施期間、方法について「フィ」側の判断に委せることとした。
- 4) わが方より、招へい対象者について、ASEAN諸国の場合、150名の参加者枠があるため、農村青年、教員、学生、青年活動家、公務員等からそれぞれのグループを編成することは可能であるが、フィジーの場合参加者枠は10名であり、これを2~3名のグループに細分すると日本側でのアテンドが容易でないので、明年度は分野を変えて1グループ派遣したら如何と提案したところ、「ワ」局長より、「フィ」は小国であるが、参加者の分野は、他国と同様であり、参加者はなるべく広範囲にわたる分野からノミネートしたい旨の希望表明が再度なされたことから、両者で種々検討の結果、参加者を10名1グループ、2分野に分け、前者の分野は、農業分野として、米、家畜、野菜、果物、アグロ・インダストリー等から農村青年を、また農業省行政官1名をノミネートすることとし、後者の分野は、産業分野として都市勤労青年、市役所職員、貿易省行政官をノミネートすることとした。
- 5) わが方より、本件招へい計画の開始時期を9月初旬としたい旨述べたところ、先方はこれを了承。
- 6) 「ワ」局長より、正式招請状はいつごろ発出されるのかとの質問があったので、わが方より4月ごろ一般的なインフォメーションとともに申請書を送付するので、できるだけ早く

参加者をノミネートし申請書に必要事項記入の上 出発 2ヶ月前までに日本側に申請して欲しい旨要請した。

- 7) 最後に、「ワ」局長より、本件招へい計画は、日・フィジー間の友好親善を促進する上でまたとないプログラムであると考えているので、今後とも継続していくことを強く希望する旨の要望があり、協議を終了した。

P N G

1. 面談相手

- (1) S.G. Roakeina
Secretary, Department of Education
- (2) Ouka Lavaki
Superintendent, National Liaison,
School Administration and Liaison Division
- (3) Rei Gari
Superintendent, Provincial Liaison,
School Administration and Liaison Division
- (4) Ignatius Litiki
Senior Professional Assistant,
School Administration and Liaison Division
- (5) Melipa Vavar
Overseas Course Liaison Officer,
Staff Development Unit
- (6) Michael Tapo
Staff Development Unit
- (7) 野村 忠 策 在パプア・ニューギニア日本国特命全権大使
- (8) 隼 在パプア・ニューギニア日本国大使館 参事官

2. 面談要旨

本件調査団は、PNG側関係者と本計画に係る評価及び来年度受入計画等につき協議したところ、概要次のとおり。(なお、本件計画のPNG側実施機関は、来年度より従来の教育省から内務青年省に移管された由)

- (1) サニア内務青年省次官代理(16日)

「ワ」次官代理との協議は、同代理主催の一行歓迎昼食会の後、約1時間余りにわたり行われた。

- 1) まず、わが方より本件計画実施に至る経緯、これまでの実績、目的（日本人青年とPNG青年との友好親善及び参加者の職業上の技術的ノウハウの修得）、本件計画のプログラムの内容について逐次説明した後、PNG参加者に対するわが方評価として、プログラム終了直前に実施した質問書によるヒアリングでは、PNG参加者のほとんどが、プログラムをエンジョイし、満足していたこと、PNG参加者のBEHAVIORが良く日本側関係者に好印象を与えたこと、本計画が日本側青年にとってもPNG参加者にとっても相互理解を促進する上で有益であった旨述べ、先方の本計画に対するコメントを求めた。
- 2) 「サ」次官代理より、本計画を推進するためにPNGを訪問した一行を歓迎するとともに、PNGには人口350万人の内、約80万人の若年労働者がおり、これらの若者を国家の開発に如何に動員するかが当面の課題であり、そのための方策としてわれわれが考えているのは、(イ)若者に技術を身につけさせること、(ロ)優秀者を留学させ海外の知識を修得させることである。従って、本計画は、後者のわれわれの考え方に一致するものである。われわれは、従来オーストラリアとの交流を中心にしてきたが、日本のようなビジネス・カントリーの人々との意見交換を通じて若者の能力開発を行ない、それが国の発展に裨益することは望ましい旨述べた。
- 3) 更に「サ」次官代理より招へい対象者の人数について、PNGは20州（PROVINCES）あり、それぞれの州のコミュニティから指導的立場にある若者を派遣したく、人数を少なくとも20名に増加して欲しい旨の要望が出されたところ、わが方より来年度計画は本年度と同様に教師8名、ジャーナリスト2名としたく、人数わくの増加については、PNGの要望も入れ、68年度より検討することとなる旨説明した。
- 4) これに対し「サ」次官代理よりPNGでは就学率が低く、学校に行かない若者に対して地方を中心に10ヶ所の職業訓練センターを設立し、技術を身に付けさせるよう指導している、こうした訓練センターの指導員やその他ボランティア・サービスとして地方で技術指導等を行なう若者をCOMMUNITY TEACHERSと呼んで正規のHIGH SCHOOL TEACHERSと区別して考えている。われわれとしては、このCOMMUNITY TEACHERSである若者たちにもぜひ日本に勉強に行ける機会を与えたいので、来年度枠を10名（ハイスクール・ティーチャー8名、ジャーナリスト2名）とすることについては了解したが、再来年度からは人数枠をぜひ増加して欲しい、また増加枠の決定をなるべく早く連絡して欲しい旨要請した。
- 5) これに対し、わが方より再来年度の参加枠の決定は、関係省庁が予算を作成し決定していくものであるため、しばらく時間がかかる。実は昨日、在PNG大使と晚餐会を併にした際にも参加者枠の増加につき強い要望が出されているので、PNG側の意向については、帰国後、関係者にしかるべく伝達する旨応答した。
- 6) その他、わが方より出発直前の現地プログラムの概要を説明し、先方了解。

7) 「サ」次官代理より、本計画の実施を学期との関係上、10月6日までに終了して欲しい旨希望が出され、9月から10月初旬に実施することで、わが方了解。

8) わが方よりPNG参加者に対し、日本側青年にPNGを紹介する資料を用意するよう指導して欲しい旨要望し、最後に「サ」次官代理より本計画が、日・PNG友好親善の促進のため今後とも継続することを強く希望する旨の意見表明がなされ協議を終了した。

(2) ロアケイナ教育省次官他(17日)

1) わが方より、上記1)のラインに沿って、説明した後、本年度実施された本計画の評価を求めたところ、「ロ」次官より、日本側からPNG参加者を高く評価している旨の報告を受け、たいへん感謝している。われわれとしては、これら参加者が日本で得た知識を何らかの形でPNGにフィードバックすることが大切であり、その伝達の方法について考えていきたい旨述べるところがあった。また、マイケル(開発局長)より参加者10名からの帰国後報告によると、出発前の現地プログラムは、事前に日本の印象を把握する上で有益であり、また日本語を学んだことが日本青年との意思疎通に役立ったこと、日本の小学校のオーディオ・ビジュアルを駆使した教育や自動車工場に強い印象を受けたこと、もう少し長く滞在したかった等の報告をえているが、参加者にはリポートを提出するよう要請しており、まとまった段階で日本側にも報告したい旨説明した。

2) わが方より、本年度参加した教員8名、ジャーナリスト2名の評判が良かったこともあり、来年度参加者10名についても同様の人員構成(教員グループの中で、教育省行政官1名を追加)で派遣するようお願いしたく、入選については内務青年省と協議の上決定して欲しい旨要請したところ、先方はこれを了承。

3) 参加者の日本訪問については、内務青年省との協議もふまえ、9月初旬から10月初旬とすることで双方の意見が一致した。

4) わが方より、JICA事務所を通じ送達される申請書は、出発の少なくとも2ヶ月前には、提出して欲しい旨要請し、先方はこれを了承。

5) わが方より、出発前の現地プログラムについて説明し、その実施の可否につき先方の意見を求めたところ、先方より現地プログラムの有効性を十分理解しており右実施をサポートしていきたい旨述べたので、わが方より実施に際しては、JICA事務所、内務青年省と協議の上、内容、日数について決定して欲しい旨要請した。

6) わが方より、本件計画参加者による同窓会の創立についてPNG側に関心があれば、日本側でも協力する用意がある旨述べたところ、「ロ」次官は、参加者の人数が、本計画の継続により蓄積された時点で教育省でサポートしていきたい、ASEAN諸国の他のアソシエーションとも交流することになると有意義なものとなる旨応答した。

7) わが方より、本計画の将来について、今後とも継続した方が良いと考えるかと質問したところ、「ロ」次官より、ユネスコ等のマルチの協力の中に、教育プログラムへの個人の参加

があるが、パイの協力で、しかもグループで招へいするものは前例がないこと、現地プログラムの実施などPNGと日本が相互に協力し合っていること等から、本計画は非常に有意義なものであると考えており、今後とも継続されることを希望する旨応答し、今後のPNGと日本の本計画実施に係る協力を約し、協議を終了した。

(3) ウェマロ内務青年大臣(17日)

17日夜、一行は、日本女子ソフトボールチームの歓迎レセプションに出席したウェマロ内務青年大臣と懇談する機会をもったところ、同大臣より、日本が本計画をPNGにも適用し、PNGの青年に日本を見る機会を与えてくれたことに感謝の意を表明するとともに、自分が責任をもってPNGの有能な青年を日本に送り出す所存である旨述べるところがあった。

(4) ドウザワ外務省次官補(18日)

1) 「D」次官補より一行の訪PNGを歓迎するとともに、PNGは独立後10年程度の新興国であり、若い世代が国家の発展に寄与することは重要であり、その意味からも本計画が有意義であり非常に関心をもっている旨述べるところがあった。

2) わが方より、来年度計画について説明した後、引き続き外務省の協力を求めたところ、「D」次官補は、協力を約するとともに、本計画の将来について、PNGは、国家開発のために、教育、産業、貿易、林業、漁業の5分野に力を注いでおり、右分野から青年を選択したら如何かと提案したので、わが方としても本計画が継続していく過程で検討して行きたい旨応答。

3) わが方より、一般情報(G.I.)、申請書をJICA事務所を通じ送付するので、出発の2ヶ月前までに関係省庁と協力の上、日本側に提出願いたい旨、再度外務省側の側面的協力を要請し、協議を終了した。

シンガポール

1. 面談相手

(1) Mr. Joseph David

Deputy Director, Extra Curricular Activities,
Ministry of Education

(2) Ms. Kan Kah Geak

Executive Officer, People's Association

(3) Mr. Tan Kia Jin

Assistant Director, People's Association

(4) Mr. Ng Ser Kwei

President, Alumni

- (5) Mr. Jeffrey Yap
Acting Head, National Productivity Board
- (6) Mr. Tong Tek Liong
Country Officer (ASEAN),
Ministry of Foreign Affairs
- (7) Mr. Abdul Aziz bin Mahmood
Director (ASEAN),
Ministry of Foreign Affairs
- (8) Mr. Ong Lu King
Senior Assistant Director (ASEAN),
Ministry of Foreign Affairs
- (9) Mr. Foo Chin Kwok
Assistant Director (ASEAN),
Ministry of Foreign Affairs
- (10) Dr. Eileen Aw
Head of Social Development Unit (SDU),
Public Service Division, Ministry of Finance
- (11) Mrs. Tan Swan Inn
Counsellor (SDU),
Public Service Division, Ministry of Finance
- (12) Miss Tan Seow Ling
Counsellor (SDU),
Public Service Division, Ministry of Finance
- (13) 河野 雅治 在シンガポール日本国大使館 書記官

2. 面談要旨

本調査団は、シンガポール側関係者（外務省、国家生産性庁、人民協会、教育省、社会開発省、大蔵省等）と本年度計画に係る評価、来年度受入計画等につき協議したところ、その概要次の通り。

- (1) まず、わが方より、本件計画設立に至る背景、計画の内容、86年度計画の実施状況につき説明した後、同計画のレビューとして、95%以上の参加者が本計画の内容に満足していること、計画の内容は、広範囲の分野からの参加者の要望を満たすよう来年度計画でも引き続き改善をしていく所存であること、本件計画は、シンガポールの青年が日本を知るだけでなく、日本の青年がシンガポールを知る上で有益であり、相互利益に立脚したものであることを逐次述べて、先方の本年度計画に係るコメントを求めた。

(2) これに対し、先方より、本件計画は、日本の経済、産業等の実情を把握する上でまたとないものであり、また参加者が非常に満足していることから、われわれとしては本件計画を高く評価していると述べた後、次のコメントがあった。

1) 出発前の現地プログラムは、日本に関する理解を深め、また、日本側青年とのコミュニケーションを図るための日本語学習を行うために重要であると考えているが、本年度より週末、ホテル等に宿泊して行うプログラムを2回程度実施して欲しい、ただし右プログラムにより参加者相互の親睦を深め、かつより有意義な事前学習が行いうるものと思料するからである。

また、日本語の学習は、現地プログラムの一環として実施されるコーディネーターによる短時間の学習も有効ではあるが十分ではなく、各参加者の自主的学習を奨励するため、早めにマスターブックとテープ等の日本語学習資料を送付願いたい。また出来れば日本人講師による日本語教室を実施して欲しい。

2) (勤労青年グループの参加者より)、本年度計画における工場視察のプログラムに関し、同プログラムの重点は工場設備の見学に置かれていたが、われわれの知りたかったのは、より詳細なソフト面での、(イ)日本の労働者全般に共通する良好な勤務態度、(ロ)生産性を向上させる方法、(ハ)労使関係及び労働者相互の関係等に関するより深い知識であり、それらが十分満たされたものではなかったので、本年度計画では、右を考慮して欲しい。

3) 日本でのホームステイについて、参加者も見知らぬ日本の家庭に滞在するわけで幾分か不安があるわけであり、出発前に参加者に対して、彼らが泊まる家庭及び日本人の家庭生活一般についての情報を知らせて欲しい。

(3) これらに対し、わが方より次のとおり応答。

1) 現地プログラムについては、従来コーディネーターを7日間程度派遣して2～3日のプログラムを実施してきたが、われわれとしても現地プログラムは大切であると考えており、財政的支援も含めて可能な範囲で支援していきたいので、コーディネーターを10日間程度派遣し、「シ」側で週末2回のプログラムが組めるよう前向きに検討していきたい。具体的プログラムの内容については、JICA事務所と適宜相談していただきたい。

2) 日本語学習については、地方青年等英語が十分話せない者も多数いるので、コミュニケーションの手段として日本語を学んでいただきたい。その為、テキストとテープをJICA事務所を通じ早期に配布するので、現地プログラム開始以前に十分活用するよう指導願いたい。

3) 工場視察について、施設等のハード面の見学に加えて、「労働と生産性」といったソフト面をプログラム作成において配慮することは一般的には難しい。また、専門の講師を見付けることも困難であるが、労働者との懇談を設ける等、可能な範囲で個別に対処するよう努力して行きたい。

- 4) ホームステイの問題については、JICAで事前に各受入家庭の希望を聴取した上で、申請書中の参加者のパーソナル・バックグラウンドを見て適当な者をあてるように努力しているが、かかる努力に加え出来る限り事前に情報を流すよう努力したい。
- (4) わが方より、参加青年の同窓会についてコメントを求めたところ、先方より同窓会による本件計画のフォローアップは重要であり、日本の青年の船のプログラムと同様、日本において本件に関する統一的同窓会組織が設置されることを希望する。ただし現在日本との連絡は個人ベースで行われており意義ある同窓会活動が行いにくい。また、現在マレーシア、フィリピン、インドネシアにも同窓会組織が発足したが、JICA本部がイニシアティブをとってこれら同窓会組織の相互交流を活発化させて欲しい旨の要望が出されたので、わが方より日本側でアレンジが可能か、適当な方法があるかどうか検討してみたい旨応答。
- (5) わが方より、来年度計画の5分野6グループの参加者枠について特に問題はないか質問したところ先方は問題ない旨述べた。
- (6) わが方より、来年度予算年度に入り次第、JICA事務所を通じ、一般情報(G.I.)、申請書を送付するので、出発前少なくとも2ヶ月前までに参加者の申請書を提出願いたい旨要請したところ、先方より努力はするが手続的に困難な場合もあるので、その点了承願いたい旨応答。
- (7) 最後に、わが方より、本件計画が5年間終了後も更に継続を希望するかどうか尋ねたのに対し、先方より、本件計画の継続に関する公式見解はアセアン・フォーラムでの決議に基づくこととなるが、欧米諸国との間でこのような大規模な類似の交流計画はなく、また、アセアン諸国間の青年交流にとっても重要であるので、個人的には、本件計画をぜひ継続していただきたいと考えている旨応答。
- 更に、わが方より、参加者にとってシンガポールを日本の地方青年に紹介する良い機会となると思うので、シンガポールを夫々の立場より紹介(スライドによる紹介、ダンスの披露等)するよう指導願いたい旨要請して協議を終了した。

マレーシア

1. 派遣国および派遣期間

マレーシア、ブルネイ、フィリピン

昭和62年3月4日～3月17日

2. 調査団員

岡部和夫 研修事業部長

平川繁行 外務省技術協力課

吉 田 弘 国際交流サービス協会常務理事
熊 野 明 研修事業部青年招へい業務室

3. 面談相手

(1) Azizan Ayob

Deputy Director, Training and Career Devt. Div.,
Public Services Dept. (人事院)

(2) Wahab Mohd. Yasin

Principal Assistant Director, Training and Career Devt.
Div., Public Services Dept.

(3) Miss Sharifar Noor Akmal Idid

Assistant Director, Training and Career Devt. Div.,
Public Services Dept.

(4) 勝 野 知 子 在マレーシア日本国大使館 一等書記官

(5) 西 林 万 寿 夫 在マレーシア日本国大使館 一等書記官

(6) 小山田 安 宏 在マレーシア日本国大使館 一等書記官

4. 面談要旨

本件調査団(岡部団長他)は、PSD(PUBLIC SERVICES DEPT.)アジザン次長を往訪し、本件事業の本年度計画に係る評価ならびに、明年度受入計画等につき協議したところ右概要以下の通り。(在マレーシア日本大使館勝野書記官同行)

(1) 冒頭わが方より、本事業設立に至る背景、計画の内容、本年度計画の実施状況及び日本側評価につき説明。

2) これに対し「ア」次長より、本事業は本年で3年目を迎え、「マ」側としても、帰国青年の報告等により本事業の意義は十分理解しており、また、この事業がマレーシアの東方政策にも重要な貢献をしていることならびに「マ」・日両国間の友好関係に多大の利益をもたらしていること等、高く本事業を評価している。

また帰国青年のほとんどの者が本事業の延長を望んでおり、「マ」側としてもこの様な有益な事業の延長を強く希望しており、更に本事業をより一層効果的にする為、日本の青年をマレーシアに派遣してもらいたい旨説明があった。

(2) 1) 個別プログラムにつき「マ」側より全般的に満足なものであり、特に問題としうる点はないが、あえて今後の改善点を望むとすればとして(イ)全体プログラム、合宿での討論テーマ及びホームステイのホストファミリーのプロフィールの事前送付、(ロ)各地の訪問は、訪問先を多くするよりも一回の訪問時間を長くして内容の充実に努める、(ハ)講義についてはマレイ語の通訳は必要なく、直接英語にて行ってもらいたい旨の提案があった。

- 2) これに対しわが方より、全体プログラムの事前送付についてはすでに行っており、合宿での討論テーマ、ホストファミリーのプロフィールの事前送付についても一部ですでに実施しているが、今後更に拡充していく、(ロ)訪問時間の延長等については考慮する旨回答。マレイ語の通訳の件については聞きおいた。
 - (3) またわが方より、参加青年の選考方法につき質問したところ、先方より、分野別に関係省庁より合計300人程度の推薦者をPSDに提出させ右の者につき筆記・面接試験を行い、人格、リーダーシップ、適応性等を考慮の上150人を決定する旨説明があった。
 - (4) 次に来年度計画について協議したところ、先方はわが方案に同意した。
 - (5) わが方より、同窓会について来年度ASEAN各国の同窓連絡会をジャカルタにおいて開催する用意がある旨説明したところ、先方はこれを了解した。
6. その後ラーマン同窓会副会長他帰国青年19名と懇談を行ない、同副会長より、本事業に参加したことを感謝・誇りにしていること、また今後同窓会としてこれからの「マ」側の参加青年や、訪「マ」する日本人カウンターパート等に対し出来る限りの協力をしてゆく旨発言があった。

ブルネイ

1. 面談相手

- (1) ベヒン・フセイン 文化・青年・スポーツ大臣
- (2) アリ・ベンギラン 文化・青年・スポーツ副大臣
- (3) Pg Asmalle Pg Ahmad
Director, Welfare Youth & Sports Department,
Ministry of Culture Youth & Sports
- (4) 川村 知也 在ブルネイ日本国特命全権大使
- (5) 中田 勝己 在ブルネイ日本国大使館 参事官
- (6) 折笠 弘維 在ブルネイ日本国大使館 三等書記官
- (7) 藤 哲次 在ブルネイ日本国大使館

2. 面談要旨

9日及び10日本件調査団(岡部団長他)は「ブ」側関係者と本年度計画に係る評価、来年度受入計画につき協議したところ概要次の通り。なお、本調査団に対する「ブ」側の対応振りについては、フセイン文化・青年・スポーツ大臣への表敬を「ブ」側にてアレンジする等、極めて好意的なものであった点申し添える。

- (1) フセイン文化・青年・スポーツ大臣表敬(在ブルネイ日本国大使同行)

冒頭川村日本大使より、本事業につき説明の比、本件調査団の訪問目的を話したところ、先方「フ」大臣は、本事業については自分としてもよくなじんでおり関心も大きく、すばらしい事業であると認識している。参加者の報告でもそれがよく表わされている。自分としては、今まで参加者に女性が少なかったので来年度はもっと増したいと思っており、また出発前の事前研修を充実させ、例えば日本に行つて必要最少限度の日本語を話せるようにしたいと思つている旨述べた。

また、来年度については貴国より第1陣を6月に迎える予定であり、可能な限り前広にアプリケーション・フォームを提出して欲しい旨要望したのに対し、先方は現在選考を行なつていく旨回答。

更に同窓会の設立につき言及したところ、先方は現在組織中であり、近々発足出来る見込みなる旨の回答があつた。

(2) アラウデイン文化・青年・スポーツ省次官、アスマリ福祉・青年・スポーツ局局長他との協議（当館在ブルネイ日本大使館中田参事官、折笠書記官同席）

1) 冒頭わが方より、本事業設立に到る背景、計画の内容、本年度計画の実施状況及び日本側の評価につき説明。これに対し先方より、本事業の実施に対する日本側の努力に対し感謝するとともに、非常に満足している旨表明。

2) 個別プログラムについては、非常に満足できるものであるとしながらも次の2点につき改善方要望があつた。(イ)通訳を通さず、直接英語による講演・講義、(ロ)討論に参加する「日」側青年の英語力及び、(ハ)ホームステイ時のホストファミリーの英語力の向上。右に対しわが方よりコミュニケーションの重要性については十分理解しており、その為の各種施策も行なつているが、今後とも努力する旨回答しておいた。

3) わが方より来年度計画につき提案したところ、先方は右に同意した。また、受入れ数（50名）も本年同様で差し支えない旨確認した。

4) 更にわが方より同窓会につき発足方促すと共に、来年度ASEAN各国の同窓会連絡会をジャカルタにて開催する用意がある旨説明したところ、先方は同窓会については現在発足準備中としながらもジャカルタでの連絡会には参加したい旨述べた。

(3) 参加青年との懇談（先方10名参加）

1) 冒頭先方は、本調査団訪「ブ」歓迎の辞を述べるとともに、本事業がブ・日間の友好の掛け橋となるものであり、ぜひとも長く続けて欲しい旨強い要望が表明された。

2) その後各参加者より、活発な意見が述べられたが、その内わが方に対する要望の要点次の通り。

(イ) (2) 2) (イ)(ロ)(ハ)と同様。

(ロ) 公務員グループにとって1カ月は長すぎるので今後の課題としてこの短期化を検討して欲しい（アセアン各国も同様と思うが、特に当国においては、若い senior officer

多いため長期のリープを取る事が困難との事情がある。

- (イ) ASEAN青年グループへの日本青年の参加。
 - (ロ) 本事業に参加した日本青年のブルネイへの派遣（本年度「プ」を受け入れた島根県の青年団体は独自に青年を「プ」に派遣した由）。
- 3) 以上に対しわが方より、(イ)については(2)2)のラインにて、また(ロ)については予算要求すべく準備中であり、ぜひとも実現したい旨応答。またその他については聞きおくにとどめた。

フィリピン

1. 面談相手

- (1) Ambassador Rodolfo Severino Jr. (局長)
Assistant Secretary, ASEAN and Pacific Affairs (ASPAC)
- (2) Counsellor Rodrigo S.A. Aragon (参事官)
Executive Director, ASEAN and Pacific Affairs
- (3) Mrs. Julie Heidemann
Acting Director, Japan Desk, ASEAN and Pacific Affairs
- (4) Ms. Elizabeth Flores
Assistant, Japan Desk, ASEAN and Pacific Affairs
- (5) Mr. Generoso Calonge
President, Alumni
- (6) Mr. Gary Auxilian
Vice-President, Alumni
- (7) Ms. Maricar Madrid
Secretary, Alumni
- (8) Ms. Ma. Theresa Lazaro
Treasurer, Alumni
- (9) Ms. Benilda Arciaga
Chairman, Alumni
- (10) Mr. Francisco Garcia
Chairman, Finance Committee, Alumni
- (11) Mrs. Zorayda Casido
Auditor, Alumni

(12) Mr. Rico Garcia

Vice-Chairman, Alumni

(13) 並木 勝一 在フィリピン日本国大使館 二等書記官

4. 面談要旨

本件調査団（岡部団長他）は、12日及び13日、「フィ」側関係者と本件に係る本年度計画の評価及び来年度受入計画につき協議したところ、概要次の通り。（在フィリピン日本大使館並木書記官、宮本在フィリピン事務所長同行）

(1) セベリノ「フィ」外務省アジア・太平洋局長

「セ」局長は、本調査団の訪「フィ」を感謝するとともに、本事業につき日・「フィ」青年の友好を深める事業として高く評価しているとし、本事業が、5ケ年で終ることなく長く継続して欲しい旨強く要望。また、日本側の事業の運営については、「フィ」にとって特に問題となっている点はないと回答した。ただし、「フィ」側において参加青年の選考につき、高いレベルからの圧力が加えられることもあり、自分を含め担当官にとり大きな負担となっている旨説明があった。

これに対しわが方より、本事業が「フィ」をはじめ参加各国より高い評価を受けつつ順調に実施されている点をふまえ、今後ともより一層の事業内容の充実を図っていくこと、事業の延長については、要望にそえてよう可能な限り努力していく旨応答した。

(2) アラゴン「フィ」外務省アジア・太平洋局参事官他

1) 冒頭わが方より、本事業設立に至る経緯、計画の内容、本年度計画の実施状況及び参加青年に対し行なったアンケート調査の結果をふまえた日本側評価につき説明した。

これに対し「ア」参事官は本事業の実施については極めて満足のいくものであり、日本側の努力に感謝しており、本事業が「フィ」国の青年にとり日本人の国民性や心情を理解する絶好のものであり、かつ日本が何故発展し得たかを知りうる良い機会ともなっていることから、国造りに貢献しうるものと確信している旨回答あった。

2) わが方より、個別プログラムにつき何か改善すべきところがあるかどうか質問したところ、特になし旨回答あった。

3) 先方より「フィ」側問題点として参加者の選考に関し、高いレベルの人々より（名前については明らかにしなかった）いろいろ注文があり、100%公正な人選が行えないことに当惑しており、来年度の選考については外務省のみが行なう現行の方式でなく、外務省を中心とした各省関係機関による選考委員会を設立すること、外務省、在「フィ」日大使館、JICA事務所との選考委員会を作ることを検討している旨説明があった。右に対しわが方よりは、選考については一義的には「フィ」国の問題であるが、可能な限り公正な人選が行なわれるよう期待している旨応答した。尚、在「フィ」日本大使館より、現在は比較的優秀な人材が日本に派遣

されているが、将来的には「フィ」外務省の能力等問題もありかなりの質の低下があり得ることもあり、本件選考に積極的に関与していくことが、肝要である旨、助言があった。

4) 最後にわが方より、同窓会について、来年度ジャカルタにおいてASEAN各国の同窓会連絡会を開催する用意がある旨説明したところ先方はこれを了解した。

(3) 参加青年との懇談会

アルシガ同窓会議長他と懇談会を行なったところ、先方は、異口同音に本事業に参加した良い思い出につき語り、また本事業の継続・発展を望んでいた。ただし、今後の展望としてホームステイの期間の延長、研修プログラムにつき質疑応答時間を多くしてほしい等、多くの意見が出された。

ビ ル マ

1. 派遣国および派遣期間

ビルマ

昭和62年3月15日～3月20日

2. 調査団員

中 村 光 夫	研修事業部青年招へい業務室長代理
窪 田 博 之	外務省技術協力課
中 山 利 隆	研修事業部青年招へい業務室

3. 面談相手

(1) Mr. U Han Shwe

Secretary,
Finance and National Planning Affairs Committee

(2) Mr. U Kaung Nyunt

Principal, University of Rangoon,
Directorate of Higher Education

(3) Mr. U Saw Htun

Director,
Department of Higher Education (Foreign Studies)

(4) Mr. U Hla Htun

Secretary of the Lanzin Youth Central Organizing Committee

(5) 菊 川 晴 博 在ビルマ日本国大使館 一等書記官

(注) ビルマ調査団については別添調査団資料を未配布。

4. 面談要旨

(1) 18日午後、本件調査団は教育省教育研究所にHAN・SHWE人民会議書記及びKAUNG・NYUNTラングーン大学々長らを往訪し、本年度計画に係る評価及び62年度計画等につき協議したところ、概要以下のとおり（在ビルマ日本大使館菊川書記官、在フィリピン事務所北村同席）。

1) 本年度事業の評価

冒頭当方より、本計画実施に至る経緯、実績、ビルマ青年招へいに係るわが方評価（最終日のアンケート調査によれば、相方共にほぼ満足する内容であった由）を逐次説明し、次に先方よりのコメントを求めた。

これに対し、まず自身が本年度の団員として参加した上記2名は、本件計画が両国青年の相互理解を深めるために有意義であり、プログラム内容、ホスピタリティー（コーディネーターの献身的活動等）共に満足すべきものであったとの高い評価を述べた。

2) 62年度計画

上記(1)の先方よりの評価をふまえ、62年度計画実施に関し以下の各論につき意見の交換が行われた。

(ア) 参加者の年齢につき、当方より、本事業の趣旨を重ねて説明のうえ、62年度はぜひ35歳以下の青年を主体として参加させるよう強く要請した。しかし、当国の特殊事情にも鑑み、やむを得ずリーダー及び副リーダーとして1～2名は35歳以上であっても受け入れ得ること、及びその場合にもプログラム・待遇は全て同一のものとするを付言し、先方は了承した。

(イ) 当方より、ASEAN諸国で実施している「事前研修」につき事例を示しつつ説明し、明年度当国における実施を提案したところ、先方はその有用性を認めつつも、とりあえず内部で検討する旨述べるとどまった。

(ウ) 時期及び分野につき、早急に決定し通報ありたい旨要請したところ、日本側の都合も参考として検討する旨述べた。

(エ) 62年度の実施プログラム作成に際し、外語大等のビルマ語学習者及び青年運動指導者との交流の機会を持つことを希望する旨先方より要望があり、可能な限り要望に沿った内容とするよう努力する旨回答した。

(オ) 当方より、62年度10名の枠を提示したところ、先方より、リーダー及び副リーダー2名+青年10名、計12名の枠を強く要請越した。また、他のアジア諸国の得ている枠に比し当国の枠が極めて小さいことから、63年度以降の増加を求め越した。これに対し、62年度の枠については既に予算が確定していることもあり、増加は困難であることを説

明し、また63年度以降の増加については、持ち帰り検討する旨回答した。

- (2) 更に、調査団は、上記会談の後 LANZIN YOUTH CENTRAL ORGANIZING COMMITTEE本部にてHLA・HTUN 書記を往訪し、当国における青年活動についての説明を受けた。その際、同書記は、本件招へい計画は当国における青年活動にとっても非常に有意義である旨を表明し、具体的人数については、日本側の検討に委ねるも、ビルマからの招へい人数を増加して欲しいとの要望がなされた。調査団からは62年度の入入人数の増加は困難であるが、63年度からの受入れについては持ち帰り検討する旨回答した。

韓 国

1. 目 的

本件計画の実施方針につき先方関係機関と協議を行い、先方要望との調整を図る。

2. 派遣期間

昭和 62 年 2 月 7 日から 2 月 12 日まで

3. 団 員

団長	岡 部 和 夫	国際協力事業団研修事業部長
団員	小 畑 正比呂	外務省経済協力局技術協力課課長補佐
	中 村 光 夫	国際協力事業団研修事業部青年招へい業務室室長代理

4. 面談相手

- (1) 愈 炳 宇 外務部 東北亜一課長
- (2) 李 賢 主 外務部 東北亜一課 事務官
- (3) 曩 大 鉉 外務部 東北亜一課 事務官
- (4) 御 巫 清 尚 在大韓民国日本国特命全権大使
- (5) 松 野 明 在大韓民国日本国大使館 公使
- (6) 竹 中 繁 雄 在大韓民国日本国大使館 参事官(広報室長)
- (7) 宮 本 吉 範 在大韓民国日本国大使館 総務参事官
- (8) 貞 岡 義 幸 在大韓民国日本国大使館 一等書記官
- (9) 小河内 敏 朗 在大韓民国日本国大使館 一等書記官
- (10) 高 松 典 雄 在大韓民国日本国大使館 書記官

5. 面談要旨

18日午後、本件調査団(大島技術協力課長、岡部 JICA 研修事業部長他)は、外務部「ユ」東北亜一課長と協議を行ったところ、同要旨次のとおり。

(在韓日本大使館より定岡、小河内書記官同席)

- (1) 冒頭当方より、調査団の目的(中曽根総理提案のフォローアップ)、本件実施機関が外務省-JICAである理由(アセアン青年招へい計画よりの経緯、JICAの組織、機能及びノウハウ等を説明すると共に、JICAが本件実施機関であるからといって本計画は通常の技術協力プログラムとは異なる旨を強調)、本件計画の目的及び評価方法について説明した。
- (2) これに対し、先方は、両国首脳間で合意された本件招へい計画の基本認識を明らかにして

おく必要があるとして、日本の予算制度等に口を出すつもりはないが、韓国側は中曽根総理の提案の趣旨からいって本件が経済協力ないし技術協力の一環として行なわれるものであるとは理解しておらず、もしそういうことであれば、合意は困難であるとし、先般の日韓文化交流実務者協議後の日本側の発言（本件協力が技術協力の一環であるとの趣旨）等に言及、また、本件計画の招へい者が、わが方の対韓技術協力の実績に入るか否か質問があった。

(3) 上記に対し、当方より本計画はJIOAが実施している本来の技術研修とは趣旨も内容も異なるものであること、これをもって対韓技術協力の実績にカウントしようとか、技術協力計画に影響を与えようなどの考えはないことを説明した。（以上により、先方は本件が技術協力のスキームではないことにつき一応の理解を示した様子なるも、なお若干の疑念は有しているようにみられた）

(4) 続いて当方より、本件計画の具体的実施方法（招へい者数、招へい対象者、招へい方法、受入れ時期、プログラム内容、現地プログラムの実施方法、経費問題）に関するわが方案を説明し、今後の日程につき4～5月ごろまでに合意文書を作成したい旨発言した。

(5) これに対し、先方は今後関係省庁と協議するが、取りあえずのコメントとして、

1) 招へい対象者については、日韓間はアセアン諸国と異なり人物交流は多いので、発想の転換が必要かもしれないとして、例えば地方の公民館関係者等、平素訪日の機会のない人物を含めることとしてはどうか、

2) 時期については、1ヶ月もの期間を空けることは多くの青年に困難であり、日本側示唆の10～12月にこだわらず、出来れば休暇期間を利用すべき旨述べ、日本側案の基本に沿うよう努力するが、検討したい旨発言があった。

(6) また、韓国側の窓口は取りあえず外務部が中心となり、関係省庁を呼んで委員会を作りたいこと、本件招へい計画のお返しとして、将来は日本の青年を招待したい（来年度予算で要求予定）こと、今後4月までにR/Dを作成すべく韓国側コメントを大使館を通じて出来る限り早く日本側に出したい旨述べた。

以 上

中 国

1. 目 的

「日中青年の友情計画」の実施体制、招へい対象者、プログラム内容等具体的実施方法を確立する。

2. 派 遣 期 間

昭和62年3月30日から4月3日まで
(塩口団長のみ4月2日まで)

3. 団 員

団長	塩 口 哲 郎	外務省経済協力局技術協力課首席事務官
団員	伊 藤 健 一	国際協力事業団研修事業部青年招へい業務室室長
	沼 田 幹 夫	外務省アジア局中国課事務官
	居 崎 司	世界青少年交流協会事務局次長
	熊 野 明	国際協力事業団研修事業部青年招へい業務室

4. 面 談 相 手

(1) 中国外交部

趙	鐘	外交部重州司日本処処長
程	永 華	外交部重州司日本処事務官

(2) 中華全国青年連合会(全青連)

李	克 強	中華全国青年連合会副主席
李	剛	中華全国青年連合会常務委員副秘書長
曹	衛 州	中華全国青年連合会国際部部長
蕭	紅	中華全国青年連合会国際部幹部
鄭	玉 芳	中華全国青年連合会国際部幹部

(3) 在中華人民共和国日本国大使館

中	江 要 介	在中華人民共和国特命全權大使
島	中 篤	在中華人民共和国日本国大使館公使
湯	下 博 之	在中華人民共和国日本国大使館公使
大	和 滋 雄	在中華人民共和国日本国大使館文化部参事官
渡	辺 信 之	在中華人民共和国日本国大使館文化部三等書記官

(4) 国際協力事業団中華人民共和国事務所

八	島 継 男	国際協力事業団中華人民共和国事務所所長
---	-------	---------------------

木村 信雄 国際協力事業団中華人民共和国事務所副所長
桑島 京子 国際協力事業団中華人民共和国事務所所員

5. 協議の概要

調査団は本計画実施に関わる口上書の交換案（資料Ⅱ）及び討論論事録（資料Ⅲ）を先方に提示し協議の結果大筋で合意に（資料Ⅰ）達した。

6. 討議の記録

- (1) 昭和62年3月31日、中華全国青年連合会に於ける協議
- (2) 昭和62年4月1日、中華全国青年連合会に於ける協議
- (3) 昭和62年4月1日、外交部に於ける協議
- (4) 昭和62年4月1日、中華全国青年連合会に於ける協議
- (5) 昭和62年4月1日、中華全国青年連合会に於ける協議

資 料（Ⅳ調査団資料2 中国を参照）

- | | | |
|----------------------|---|---------|
| (I) 協議の概要 | } | 調査団持参資料 |
| (II) 日本側の提示した口上書案 | | |
| (III) 日本側の提示した討議議事録案 | | |
| (IV) 参加者個人調書のフォーム | | |

昭和62年3月31日、中華全国青年連合会に於ける協議

出席者：

外交部：程 永 華 亞州司日本処事務官

中華全国青年連合会：

李 克 強（副主席）
曹 衛 州（国際部部長）
蕭 紅（国際部幹部）
鄭 玉 芳（国際部幹部）

日本国大使館：

大 和 滋 雄（文化部参事官）
渡 辺 信 之（三等書記官）

JICA 中国事務所：

八 島 継 男（所長）

木村 信雄 (副所長)

桑島 京子 (所員)

調査団:

塩口 哲郎 (外務省経済協力局技術協力課首席事務官)

伊藤 健一 (JICA 青年招へい業務室室長)

沼田 幹夫 (外務省アジア局中国課事務官)

居崎 司 (世界青少年交流協会事務局次長)

熊野 明 (JICA 青年招へい業務室)

議事:

冒頭、中華全国青年連合会李克強副主席は、中華全国青年連合会を代表して、本調査団の来訪を歓迎すると共に、中曾根首相の中国青年招待計画に感謝し、これを大変歓迎している。中華全国青年連合会は、中国政府の委託を受け、本計画の打ち合せ、実施を担当することとなった。この度の会合で本計画の実施について、円満な結果が得られ、訪中が成功裡に終ることを期待する旨の挨拶があった。

次に塩口哲郎外務省経済協力局技術協力課首席事務官が、次のとおり挨拶したうえ、日本側で用意した討議議事録案にそって説明した。

首相訪中時の発言を受けて、21世紀に向けて青年の交流をしたい。100名を5年呼ぶことを提案する。これは従来大使館を通して日本政府が行っている交流計画とは別個の新しいやり方で実施するものであるから、開始にあたり5年間の計画実施の基本的な大枠について、双方で討議議事録の交換を行い実施にはいることが、妥当である。JICAを通じて実施し、農村青年、青年指導者等色々の分野の人を4グループ計100名呼ぶ。

日本側は、議事録の内容の交渉について一任されてきているので出来れば中国側の即答を得て合意する迄内容を煮つめたいとしたが、中華全国青年連合会側曹国際部長としては、中国内部の連絡不十分で本計画の詳細は空港出迎えの際、初めて聞いたという経緯もあり、本日は日本側説明を聞き不明の点を質問するにとどめ、明日の会合で中国側の意向を詳細に説明し、審議したいと述べた。

また金青連側より、何点かについて若干の質問があり、以下の如き応答があった。

曹国際部長:

アフターケアとは何か。

塩口首席事務官:

北京に帰れば即解散だが、その後の事だ。

曹国際部長:

アプリケーション・フォーム(申請書)だが、日本が招へいし、中国がそれに応じて派遣するのだ。

沼田中国課事務官：

新しいプログラムだから必要だ。

曹国際部長：

もっと簡単にならないか。

伊藤青年招へい業務室長：

これはプログラム作成に必要な情報だ。

曹国際部長：

「申請書」ではなく「調査票」とかにしたらどうか。皆、行きたいのだから。受入を断わるのはどんな場合か。

堀口首席事務官：

例えば60歳の人のときだ。

曹国際部長：

だめな場合、人の変更にかかる。チベットに手紙が届くのに半月かかる。

(討議議事録日本側案を見ながら、)

5.(2)は「名簿を提出する」に、(3)は「正式な招待状を出す」に変えて欲しい。可否という言葉は信頼関係を損ねる。

ビザ発給のこともあるが。

沼田中国課事務官：

ビザ申請は全青連から大使館にしてもらおう。(問題点が)全青連に分からず、日本側で判明した場合は拒否しないと。

曹国際部長：

柔軟性を持たせるべきだ。人選は基本的にこちらに任せて欲しい。勿論そちらの要望は考慮する。

居崎世界青少年交流協会事務局次長：

拒否対象者が出たら拒否するのは当然だ。

曹国際部長：

もっと柔軟になって欲しい。

沼田中国課事務官：

今まで我々は訪日歴や年令のことで柔軟に譲歩してきた。その条件にも合わない人がいれば拒否は十分あり得る。

曹国際部長：

中国側代表である全青連の推薦に日本側の許可が要するというのはどうか。

沼田中国課事務官：

入国許可は主権事項だ。

塩口首席事務官：

信頼ベースは必要だが主権の問題もあり、拒否権を確保する必要がある。

質疑の中で双方が確認した主な事項は次のとおり。

- (1) 外交部と在中國日本国大使館との間で口上書を交換したうえ、中華全国青年連合会と国際協力事業団の立場を明示する方向で検討する。
- (2) 中華全国青年連合会は、本計画による中国青年の派遣に於て全権限を与えられているので、外交部との関係も含め日本側もそれにふさわしい実施上の対応をする必要がある。中国内部の実施体制と政府間合意の表記方法は外交部とも協議する必要がある。
- (3) 参加者は、出来るだけ多くの青年に機会を提供したいという主旨で、「基本的には訪日歴のない人」としているが、各団の団長、秘書長あるいは日本語通訳などの引率者が各団に2名程度訪日歴のある人が入ることを否定するものではない。
- (4) 参加者の年齢は、中国側としても35歳以上を派遣する考えはないが、一部リーダーは、40歳を越えることも止むを得ず、柔軟に解釈する。要は、“中年交流”にならないようにすることであり、団長は、基本的に他の団員と同待遇とする。
- (5) 入選は、特定地域に偏らず全国的に広く募集する。
- (6) 青年をグループ別に分けた理由は、大まかに共通のグループで受け入れれば、参加者の関心も似通っておりその関心に焦点を合わせプログラムを組むことが出来るからである。
- (7) 受け入れ時期は100名を同一時期とする。

中華全国青年連合会の立場、受け入れの可否

中国側の実施体制については、曹国際部長より再三この点が強調された。國務院文書によっても、青年交流について中華全国青年連合会が全権限を委託されており、政府機関と同じ役割を持っていることが確認されている。中日間で何か問題が発生した場合には、中華全国青年連合会が責任を負うことになる。入選については、例えば教員を選考する際、国家教育委員会には直接通知せず、中華全国青年連合会の下部組織の青年団体に連絡し、そこが候補を検討し行政に相談して中華全国青年連合会に推薦するという方式をとる。

昭和62年4月1日午前10時、中華全国青年連合会における協議

出席者：

外交部：程 永 華（亜州司日本処事務官）

中華全国青年連合会：

曹 甯 州 (国際部部長)
蕭 紅 (国際部幹部)
鄭 玉 芳 (国際部幹部)

日本国大使館:

大 和 滋 雄 (文化部参事官)
渡 辺 信 之 (三等書記官)

調査団:

塩 口 哲 郎 (外務省経済協力局技術協力課首席事務官)
伊 藤 健 一 (JICA 青年招へい業務室室長)
沼 田 幹 夫 (外務省アジア局中国課事務官)
居 崎 司 (世界青少年交流協会事務局次長)
熊 野 明 (JICA 青年招へい業務室)

議事:

前日の日本側の説明及び質疑に基づき、口上書及び討議議事録の内容について討議したところ
主な論点は次の通りであった。

曹国際部長:

口上書については政府の文書であり、本日午後外交部と解決して欲しい。日本案は、調査団
一行が北京に着いて初めて見た。いくつかの点につき検討する必要がある。具体的なやり方
について初歩的な意見を述べる。口上書は、外交部と協議するので省略。

実施の議事録は、JICA 事務所と中華全国青年連合会国際部とで協議し、事務所長と国際部
長との間でサインすることにした。

実施細目について目的は、これから検討する。

『2. 実施計画(1)①』で招へい対象者の「訪日歴のない」はお互いに理解しているし、もっとた
くさんの中国人を派遣したいという理解が双方あるので文書に書かないで欲しい。

『2. (1)②』参加者の条件について

a: 中国側の指名手続きについては後で述べる。

b: 「但し夫婦の参加を認めない」は書かないで欲しい。夫婦を派遣することは考えていない
し、実施することもないと思う。口頭協議で済ませよう。

c: 「妊娠しているものは不適格とする」を削って欲しい。プログラムに耐えられないであ
るから、我々も派遣する気はない。

d: 「家族を同伴させることはできない」は削除して欲しい。これは、対象者の問題ではない。
文書としても筋が通らない。また家族がだめなら友人なら同伴していいのかということに
なる。

e: 「参加者は一定の地域に偏ることなく広く募集されること」は書かなくても当然全国から

広く募集するつもりだ。仮にどうしても入れたいのなら「広範な代表性を持つ参加者を募集する」と表現を変えたらどうか。

『2. (2)招へい形態』は①②とも了承。

アンケートと討論会の実施については、翌年のプログラム改善に資するためにおこなうものとして、伊藤室長の説明を得て了解した。

『5. 手続き』について、中国の事情を考え、技術的に満足させられない点がある。「3カ月前までに4部ずつの要請書」とあるが、サンプルを見ると文字どおりの要請書であり、アンケート表ではない。本プログラムは日本の招待に中国が応じるのであり、一人一人が日本に行きたいと応募するのではない。政治活動に参加しないといったことは、個人個人が日本政府に誓約するのではなく、受け入れ団体と個人とのことである。名称も、「訪日中国代表団団員勤務状況調査表」とか「個人状況調査表」とかにしてほしい。出来れば中国語がよい。内容は個人個人に書いてもらうには不適切などところがある。「政治活動をしないこと」は不要であろう。

伊藤室長：

必要なのは、プログラム作成に必要なデータ（教員であれば小学校の先生か、中学校の先生か、学歴、職歴はどうか等）、ホームステイや交流に必要なデータ（趣味、語学力、喫煙習慣等）である。

曹国際部長：

人選を今からはじめても3ヶ月前の名簿提出に間に合わない。北京辺りでは早いですが、辺りなところの人も募集するには時間がかかる。

伊藤室長：

時間がかかるのは毎年か、それとも今年だけか。

曹国際部長：

今年だけだ。今年の名簿提出は「1ヶ月前」にしたい。調査表の記述は出来れば中国語で行いたい。

日本側からどの情報が欲しいのかを頂いて、中国文のフォームをこちらで作りたいとの申し出に日本側も同意した。

曹国際部長：

『5. (3)』の「日本政府が受け入れ可否を通知する」はカットしてほしい。あくまでも友好事業であり、人選は中国側に任せてほしい。日本側の要望に沿うような候補者を選ぶよう努力する。

候補者の条件については、「日本側はこれこれの候補者を選ぶことを希望する。中国側はこれを考慮する」にしたらどうか。

『『日中青年の友情計画』現地プログラムに関する実施細則』について

北京に集まってから問題なくやるつもりである。このようなことを書かなくても中国側はやるので、中国側のこととして任せて欲しい。経験もあるし、事業成功の為に中国側の問題としてやらなければならない。だから細則全体をカットして欲しい。

また経費についても国内のことだから中国側で負担する。只、日本の映画、スライド、資料等は日本側が協力し、提供して欲しい。スケジュールの詳細な説明があれば、日本側から提出してもらいたい。他のことは全部中国側で行うこととしたい。

プログラム内容について

研修を兼ねた訪問だから、分野別プログラムを充実して欲しい。

語句に関して

「政府」と言う言葉は差し支えなければ全部「日本側」「中国側」にして欲しい。つまり、3ヶ月前→1ヶ月前 受け入れ可否→削除 現プロ→中国側だけで行う。以上初歩的なコメントである。

(10分間休憩、双方分かれて打ち合せの後、再開)

塩口首席事務官：

午後に外交部に行き口上書につき協議し、この口上書が議事録に関係するのであるが、基本的には口上書案、議事録案は共に合意している。各条項について順次こちらの意見を述べていきたい。

『2. 実施計画』

2. (1)①「訪日歴のない」→削除について

趣旨として基本的に合意しているので書くべきだが、中国側の意向も踏まえ、「各分野ごとに1~2名はその範囲でない」としたらどうか。

2. (1)②「これこれの条件を満たすことを日本側は希望し中国側は考慮する」と言う案は議事録なのでそこまで互いに遠慮しなくてもよい。またb.の夫婦や家族の同伴をしないのは基本的なことである。e.「広範な代表性」については補足説明して欲しい。いいというならば書いてもいいのではないか。何故文章にしないのか。

曹国際部長：

基本的な考えは、これは友好事業であると言うことを充分承知しているので、日本に迷惑をかける人は選ばない。しかし何から何まで詳しく決めてはいられない。妊娠が駄目なら障害者はどうなのか。妊娠者と同じ様な具合の悪い人はどうなのか。妊娠者はだめという他の人はいいということになってしまう。何故妊娠者だけ駄目なのか。健康であればよい。不適格者は、一切ださない。どうしてそれではいけないのか。

伊藤室長：

夫婦の参加は、いいと思うか。

曹国際部長：

思わない。夫婦が駄目なら兄弟であればいいということになる。家族が駄目だとするなら親友ならよいか。そんなに細かいことは決められない。寧ろ相互理解でその場で決める。妊娠者は議事録に書かなくても当然いれない。家族は招待とは関係ない。

日本側は、配偶者についての書述に関し、今までの他の国からの研修員でトラブルのあった例等説明したが、中国側はなお強く難色を示した。

曹衛州部長は、eを補足説明し、「広範な代表性を持つこと」にすれば、地域だけでなく、地理、民族も含めたものになるのでより完全になるであろうと述べ、日本側は、日本語の問題であるとして後刻検討することとした。

『2. (2)招へい形態』

基本的には合意した。

『標準プログラム』について

現地プログラム（北京）は、中国側で、経費負担も含め、すべて中国側の責任で実施するので、「現地プログラムに関する実施細目は別添1の通り」は削って欲しい旨再度申し入れ、資料等の提供を希望し、日本側に協力をもとめた。

伊藤室長：

どこかに現プロと日本でのプログラムのつながりを明示したらどうか。

曹国際部長：

只これを成功させるために、「日本は現プロの実施を希望する」としたらどうか。

居崎事務局長：

「中国側は、現プロを責任を持って実施する。日本側は必要なところについて協力する。」としたらどうか。

伊藤室長：

日本側が、経費負担する用意がある。現プロは全青連が負担するが「日本が協力する」の一行を加えればどうか。

塩口首席事務官：

現プロは中国側、日本でのプログラムは、日本側と捉えるのか。

曹国際部長：

本計画は日本に着いてからが始まりであると考えているので、中日間の文書にいれなくても中国側としては当然実施する予定である。

沼田事務官：

北京空港からの飛行機は日本側が負担する。

伊藤室長：

飛行機代を日本側が負担することは当然のことなので記載した方が良からう、現プロもせめて一項やるということとは入れたらどうか。

塩口事務官：

主旨はほぼ一致している。書き方を調整したい。

『5. 手続き』について

伊藤室長：

名簿提出が1ヶ月前ということは今年では止むをえない。2年目、3年目は3ヶ月前に提出できるか。来年1月に調査団が来れば翌年度の準備は間に合うか。

曹国際部長：

その点は了解できる。従って「初年度は～、次年度は～」としたらどうか。

伊藤室長：

名簿提出を早めたい狙いはデータをプログラム作りに反映させるためである。

曹国際部長：

それならば、分野を決める際もっと細かく決めればよいのではないか。例えば、教員グループを小学校教員中心に選ぶとか。

沼田事務官：

今年に限っては9月末が国交回復15周年と言うこともあり、そのときに招へい時期を決めたいのであるが、来年以降は訪問時期を中国側の希望を入れて決定すればいい。

訪日時期について

翌年度の受け入れ分野、訪日時期等の決定は、来年1月頃日中双方で協議の上行うことになるので、その際、3ヶ月前に名簿提出できることを考慮することが必要であることを双方了承した。日本側はいずれにせよ日本側の準備上3ヶ月は必要であるから少なくとも議事録に明記し、他の国の受け入れもあり、出来れば来年受け入れ時期は9月以降としたいと説明した。

中国側は次年度以降の受け入れ時期が解らないのだから、他の事（名簿の提出時期）も別途協議して行きたいとし、「今年に限って1ヶ月前、来年度以降は別途協議」とすると記載したいと繰り返し主張した。

塩口首席事務官：

アプリケーションフォームは中国語で案を作り、そちらに送る。

曹国際部長：

合意議事録の署名者の「全青連代表」は「全青連国際部長」にしてほしい。

伊藤室長：

年間100名の招待状はG/Iという形で一括して出すこととするので一人一人への招待状は出さないが、パスポート発給上の問題はあるか。

曹国際部長

入選が決まったらパスポートをつくり、大使館でビザをとるが、手続上日本側の説明の通り問題はないと思う。

伊藤室長

受け入れ確認通知書はなくても、旅券発給上、支障はないとの返答があった。

昭和62年4月1日、午後3時15分外交部に於ける協議

出席者：

外交部：

趙 鐘（亜州司日本処処長）

程 永 華（亜州司日本処事務官）

日本国大使館：

大 和 滋 雄（文化部参事官）

渡 辺 信 之（三等書記官）

JICA中国事務所：

八 島 継 男（所長）

木 村 信 雄（副所長）

桑 島 京 子（所員）

調査団：

塩 口 哲 郎（外務省経済協力局技術協力課首席事務官）

伊 藤 健 一（JICA青年招へい業務室室長）

沼 田 幹 夫（外務省アジア局中国課事務官）

居 崎 司（世界青少年交流協会事務局次長）

熊 野 明（JICA青年招へい業務室）

議事：

冒頭、趙処長は、調査団の訪中を歓迎すると共に、「日中青年の友情計画」に関する中国政府の基本的見解を次の通り述べた。

趙処長：

中国政府の基本的見解

第1 日中の青年交流は、両国友好往来の重要な部分であり、かかる交流を強化することは、相互理解と友情を増進させる上でも長期かつ安定的な日中関係を築く上でも、非常に有利であると中国政府は判断している。昨年11月の中曽根総理訪中時に同総理より提唱された500名の中国青年の招待については、中国政府はこの提案に応じることを決定した。日本外務省と国際協力事業団がこのことを着実に進めるために、努力されることに対して感謝申し上げます。

第2 中国側の希望としては、出来るだけ青年科学技術者、青年工場長、教師を派遣したい。日本側の受け入れにあたっては中国青年の仕事の特徴によって組をつくり、研修を主としてプログラムを組んで頂きたい。日本訪問を通じ、日本青年との相互理解増進のみならず、知識面での増進も図りたい。

第3 この活動の性質、特徴及び中国側の実情を考慮し、中国側の関係機関が真剣に検討、調整し、政府に報告し、政府の批准を得た結果、本活動は、中華全国青年連合会が責任を持って実施してゆくこととなった。

口上書については、外交部は、日中両国の外交当局で口上書を交換し大枠を決定したいとの日本側提案に賛成すると同時に2つの問題について日本案に対し意見を述べ、論議した。

(1) 本口上書案の全文及び1、2については中国側同意。

(2) 3については中国側より中国政府が批准し、本計画の全責任を中華全国青年連合会が負うことになったことを理由に、次のとおり修文して頂きたいとして「中華人民共和国政府は、日本国政府の計画の基づく招待に応じ、計画の実施につき中国側として中華全国青年連合会が責任を負うことを決定した」との文言を提示。日本側は右修正に応じることとした。

(3) その結果4は、「計画の実施細目は国際協力事業団と中華全国青年連合会との間で取り決められる」に変更。

(4) 5については、中国側より全文削除を要求越したが、日本側としては、中国側政府機関が本件計画実施に当たり、本口上書を取り交わした後は、全く関与しなくなることを極力避けるため「日中両国政府は、計画の実施につき必要に応じ協議を行うことが出来るものとする」との修正をし、残すことを提案。中国側も右に基本的に同意、但し中国側は、中国側の特殊事情で中華全国青年連合会が全面的に責任を負うことになるので外交部はそれを尊重しなければならないとしながらも、内部決裁を取った上で、最終的に回答することになった。

中国側口上書について

中国側に我が方提示した中国側口上書案について意義無し。

日中両国の口上書交換の日時については、別途外交ルートを通じて協議することとなった。

「日中青年の友情計画」に関する討議議事録について

日本側は、在China国際協力事業団中国事務所長、中国側は、中華全国青年連合会国際部長との間で署名取り交わすこととなった。従って、本議事録前文は右双方代表者の肩書きを併記する。

受け入れ可否に関する回答の問題及び参加資格、随時及び年次協議等の内容については、討議議事録の中で検討することとなった。

以上

昭和62年4月2日午前10時、中華全国青年連合会における協議

出席者：

外交部：程 永 華（亜州司日本処事務官）

中華全国青年連合会：

曹 衛 州（国際部部長）

蕭 紅（国際部幹部）

鄭 玉 芳（国際部幹部）

日本国大使館：

大 和 滋 雄（文化部参事官）

渡 辺 信 之（三等書記官）

調査団：

塩 口 哲 郎（外務省経済協力局技術協力課首席事務官）

伊 藤 健 一（JICA青年招へい業務室室長）

沼 田 幹 夫（外務省アジア局中国課事務官）

居 崎 司（世界青少年交流協会事務局次長）

熊 野 明（JICA青年招へい業務室）

議事：

3月31日及び4月1日全青連との会議並びに、4月1日外交部日本処趙処長との折衝をふまえ、全青連との第3回会議に於て協議したところ、概要次の通りである。

伊藤室長

過去2年間の議論を通して日中双方の考え方が、お互いに理解できるようになったので、相互信頼の精神に基づいて議論を煮つめることとしたい。基本的に訪日青年の人選については、全青連を信頼することとして、一件一件の受け入れ可否を日本側が審査することはしないこととする。

しかし、本計画は、日中双方の共同事業であるとの観点から、人選が適切であったかどうかを、レビューする機会、例えば毎年の終了後定期協議の場で問題があれば取り上げる等の措置がとれるよう字句を入れるべきではないかと思う。議事録案項目に従い順に煮詰めることとなった。

1. 『目的』について

双方異存なく合意した。

2. 『実施計画』について

(1) 招へい対象者

① 『訪日歴』については口頭了解として、各グループにリーダー 2 名は別扱いとすることを了承した。

(2) ②『候補者』を『参加者』に改める。

(3) 順番は国籍が一番大きい問題なので「b.中華人民共和国国籍を有する 18 歳から 35 歳前後の者」を a にして最初にもってくる。2 番目には c の「プログラム参加に耐え得るよう心身共に健全であること」を b とする。妊娠の条項は双方の内容理解が一致していることを前提として削除する。e を c にし、3 番目にする。文言は「参加者は広範な代表性を有すること」にする。

曹国際部長：

「広範な代表性」とは、地域、民族、分野においてこれを考慮する。

伊藤室長：

4 番目に d として「下記 5 (2) に示される手続きに基づいて中国側の指名」を入れる。

(4) 「招へい形態」

前文を削除し、①、②は原文のまま合意した。

3. 「実施体制」は以下のとおり全面的に書き換える。

3. 実施体制

(1) 国際協力事業団は、日本政府の負担で中国青年を受け入れるにあたり必要な措置をとる。

(2) 中華全国青年連合会は、中国青年を派遣するにあたり必要な措置をとる。

(3) 日中双方は相互信頼の精神に基づき計画の円滑な実施のため毎年定期協議を行い、また必要に応じ随時協議し、改善のための必要な措置をとる。

(4) 在日中国大使館及び在華日本大使館は計画の実施において必要とされる際には相手側との協議に基づき適切な処置を取る。

(3) 項の毎年の定期協議は北京にて行う。

(4) 項は緊急な病気、事故、手術の際に連絡を取ることを意味する。例えば手術の承認は本人の親に代わって大使館がすることになる。

4. 「標準プログラム」は「4. 基本プログラム」に改める。

伊藤室長：

現地プログラムは全面的に中華全国青年連合会が実施するということだが、条項はそのまま残してもいいのではないか。例えば、映画館を借りる会場借料などが必要となる。

曹国際部長：

現地プログラムの実施にあたり中国側としては、テープやフィルムを日本側に提供してくれるよう要望するが、中華全国青年連合会が経費も含め全責任をもって実施したい。

伊藤室長：

中国側の意向を了解した。「現地プログラムに関する～」及び別添1、2は削除にする。

5. 手続きについて

(1) 第1項『日本政府は』を『日本側は』に改める。要項(G.I.)は100名全体の招待状とみなすこととする。

(2) 第2項「中国側は、適確な参加者を選考し、参加者につき4部の個人調書を提出するものとする」に変更する。

曹国際部長：

5.(2)で「3カ月前までに個人調書提出」とあるが、受け入れ時期が決まらなると3カ月前の提出はできないので「別途双方が合意した適当な時期までに」とし、今年は口頭了解として1カ月前とする。また、郵便事情の悪さやチベット高原の人は半月前に北京に来ないと気候になれない等、中国の実状を考慮にいれ、5カ年計画であるということも鑑みると柔軟性を持つ必要がある。毎年定期協議の席で決定するのが良からう。

沼田事務官：

5.(3) 「日本側は参加者名簿と参加者の個人調書受領を確認した旨通知する」にする。

曹国際部長：

『個人調書』は中国語では『調査表』になる。

伊藤室長：

事務的に個人調書の到着を確認する必要があるので、調書受領を確認した旨を中国側に通知し、査証等に必要手続きをとってもらうこととする。

6. 現地プログラムの細則は全面削除する。

曹国際部長：

非常に友好的な発言を厚くお礼申し上げる。友好が目的であり相互に信頼している。内容は殆ど一致している。2、3多少の差のあるところを煮詰めた。

前文で、「JICA中国事務所と中華全国青年連合会国際部長は」については「JICA事務所代表と中華全国青年連合会代表は」でもいい。

日本側が、招待の意向を表明したことに對し、中国側がそれに応じる決定をした旨「2.」として入れるべきだ。

「21世紀のための友情計画実施細目」とあるのは「日中青年の友情計画」にしてほしい。また「日本とアジア・太平洋」は「日本と中国」に改めるべきだ。

「多くの公共団体及び非政府団体の」は蛇足。日本内部の事だ。「中華全国青年連合会と

JICA が実施する」に変更すべきだ。

「2. 実施計画」について

2.(1)①「訪日歴のない」について、中華全国青年連合会国際部は毎年8名出さないかもしれない。初年度は、10～12名になるかもしれない。来年は、8名未満かもしれない。

2.(1)②もっと柔軟性を持たせるべきだ。「日本側は～を希望する。中国側はこれを考慮する」にしないか。

しかしこれでは、不完全だ。東南アジアにも日本にも中国国籍の人はいる。どうしても書く必要があるのであればいたしかたないが。

7. 名称

沼田事務官：

「21世紀のための友情計画」という語は口上書にも書いてあるので討議議事録にいれよう。
1986年11月9日付けの人民日報にも書いてある。

曹国際部長：

人民日報は党の機関誌であり、政府のではない。中華全国青年連合会はあくまで日中友好だ。
サインするページには「21世紀～」とはしない。

沼田事務官：

わかった。「日中青年の友情計画」とする。目的のOK。

但し「1. 目的」で中華全国青年連合会とJICAを並列し、しかも実施するということにしてしまうと、日本側が取っている予算について中華全国青年連合会が発言できることになってしまう。基本プログラムは、北京を離れてからだ。本件は我が国政府が全額負担してる。

曹国際部長：

これは日中青年の友情計画だ。日本が金を出すのは目的ではない。金の負担は欄に書くべきではない。これは実施体制と経費負担の問題である。協力がなければ実施できない。派遣しなければ実施できない。

リーダーは40才までよいことは、口頭了解とする。

昭和62年4月3日午前8時30分、中華全国青年連合会における協議

出席者：

中華全国青年連合会：

曹 衛 州（国際部部長）

蕭 紅（国際部幹部）

鄭 玉 芳（国際部幹部）

調査団：

伊藤 健一（JICA 青年招へい業務室室長）

熊野 明（JICA 青年招へい業務室）

協議内容：

双方協議の結果、合意した事項は次のとおり。

1. 保険関係

- ・生命保険はJICAが保険料を負担し加入せしめる。
- ・手術の際、親族に代りに在日本中国大使館が責任を持つ。実質的な権限は団長にあるが、文書上は大使館、又は領事館となる。

2. ホームステイ

- ・出来るだけ2人1組にすることを中国側が希望。

3. 受け入れ日程

- ・9月27日来日、10月27日帰国。
- ・9月29日の日中国交回復15周年記念式典に中華全国青年連合会幹部を100名とは別に（中国側の負担で）派遣したき意向あり。これについては調査団が持ち帰り検討する。

4. 個人調書

- ・別添フォームとすることにしJICA中国事務所が中国語訳し、印刷する。

以上

IV 調査団資料

1 アセアン等

IMPLEMENTATION REPORT
ON THE FRIENDSHIP PROGRAMME FOR THE 21ST CENTURY, 1986
BY JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

January 16th, 1987

1. Purpose of the subject programme

The purpose of the subject programme is to invite to Japan young people from ASEAN countries, the Socialist Republic of the Union of Burma, Fiji and Papua New Guinea who will shoulder the task of future nation - building, so that these youths can have the opportunity to discuss with their Japanese counterparts the future relations between Japan and the respective countries. It is anticipated that, from such close personal contacts, long - lasting relationship of shared peace and prosperity based upon mutual understanding and true friendship will be fostered between Japan and ASEAN countries, the Socialist Republic of the Union of Burma, Fiji and Papua New Guinea.

2. Number of participants in 1986

The number of the ASEAN youths who participated in the subject programme in 1986 was 799 in total. This year, 1986, the programme was extended to three other countries, namely the Socialist Republic of the Union of Burma, Fiji and Papua New Guinea, inviting 10 young people from each country. As the total, 829 youths from nine countries visited to Japan under the programme in 1986.

Their breakdown by nationality and group is as shown on the attached sheet No. 1.

3. Programme in Japan

The programme in Japan including the following items was carried out for about a month. The detailed programme for respective groups are attached hereto ;

- (1) Orientation about Japan and her people ;
- (2) In - house seminar with Japanese youths ;
- (3) Visits to relevant offices and facilities for study and inspection ;
- (4) Homestay in a local prefecture (Minimum 2 nights) ; and
- (5) Visit to historical cities (Hiroshima and Kyoto)

4. Review

According to the answers to our questionnaires, more than 95% of the participants seem to have appreciated or enjoyed the programme. As it is observed that the participants have wide variety of interest and particular preference by the nationality and the profession, more carefully thought out measures for each group in arranging the specialized programme are requested for further improvement of the programme.

Throughout the programme, the participants strongly impressed their Japanese counterparts with their own culture, the nation-loving spirit and the necessity of mutual understanding. This could be emphasized as one of the significant reflections of the subject programme.

5. Others

One group of the Japanese youths made counter - visit to Indonesia in 1986 for better understanding the ASEAN countries and consolidating the friendship.

THE FRIENDSHIP PROGRAMME FOR THE 21ST CENTURY
(YOUTH INVITATION PROGRAMME IN 1986)

Nationality	Field	Proposed Number	Invited Number	Period of Invitation
Negara Brunei Darussalaa	ASEAN Group (I)	5	5	July 6 - Aug. 5
	Civil Servant	10	10	July 6 - Aug. 5
	ASEAN Group (II)	5	4	Aug. 24 - Sep. 23
	Teacher & Student	20	20	Aug. 24 - Sep. 23
	Youth Leader	10	10	Sep. 7 - Oct. 7
	Total	50	49	
Republic of Indonesia	ASEAN Group (I)	5	5	July 6 - Aug. 5
	Civil Servant	20	19	July 6 - Aug. 5
	Youth Leader	2	3	July 6 - Aug. 5
	ASEAN Group (II)	2	4	Aug. 24 - Sep. 23
	Youth engaged in or related to Agriculture	2	2	Aug. 24 - Sep. 23
	Student	2	5	Aug. 24 - Sep. 23
	Teacher	2	5	Oct. 19 - Nov. 18
	Working Youth	20	21	Oct. 19 - Nov. 18
	Total	150	150	
Malaysia	Working Youth	20	20	June 29 - July 29
	Youth engaged in or related to Agriculture	20	20	June 29 - July 29
	ASEAN Group (I)	5	5	July 6 - Aug. 5
	ASEAN Group (II)	2	2	Aug. 24 - Sep. 23
	Teacher	2	2	Aug. 24 - Sep. 23
	Student	2	2	Aug. 24 - Sep. 23
	Youth Leader	2	2	Oct. 19 - Nov. 18
	Civil Servant	2	5	Oct. 19 - Nov. 18
	Total	150	150	
Republic of the Philippines	Teacher	25	25	May 18 - June 17
	Student A (Scientific field)	20	26	May 18 - June 17
	Student B (Non-Scientific field)	20	1	May 18 - June 17
	ASEAN Group (I)	2	5	July 6 - Aug. 5
	ASEAN Group (II)	2	5	Aug. 24 - Sep. 23
	Working Youth	2	2	Aug. 24 - Sep. 23
	Youth engaged in or related to Agriculture	2	2	Sep. 7 - Oct. 7
	Youth Leader	2	6	Sep. 7 - Oct. 7
	Total	150	150	
Republic of Singapore	Teacher	25	25	May 30 - June 28
	Student	20	20	May 30 - June 28
	Youth Leader	2	2	June 29 - July 29
	Civil Servant (I)	2	2	June 29 - July 29
	ASEAN Group (I)	5	5	July 6 - Aug. 5
	ASEAN Group (II)	2	2	Aug. 24 - Sep. 23
	Civil Servant (II)	2	4	Aug. 24 - Sep. 23
	Working Youth	2	7	Aug. 24 - Sep. 23
		Total	150	150
Kingdom of Thailand	Student A (Scientific field)	30	30	May 18 - June 17
	Student B (Agricultural field)	20	20	May 18 - June 17
	ASEAN Group (I)	5	5	July 6 - Aug. 5
	Working Youth	30	30	July 6 - Aug. 5
	ASEAN Group (II)	5	5	Aug. 24 - Sep. 23
	Youth engaged in or related to Agriculture	30	30	Sep. 7 - Oct. 7
	Youth Leader	30	30	Sep. 7 - Oct. 7
	Total	150	150	
Socialist Republic of the Union of Burma	Teacher & Student	10	10	Oct. 12 - Nov. 7
Fiji	Civil Servant	10	10	Oct. 12 - Nov. 7
Papua New Guinea	Teacher	10	10	Oct. 10 - Nov. 7
GRAND TOTAL		830	829	

Results of Questionnaires

For all participants (N = 828)
 (No. of invited youths = 829)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	soewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	246	412	122	38	5	94.8
	Japanese language	400	293	103	24	4	96.6
	Observation tour	535	235	45	8	2	98.8
Specialized programme	Lectures	289	395	103	37	3	95.2
	Observation tour	555	222	37	10	2	98.5
	Discussion with Japanese youths	562	192	54	17	1	97.8
	Association with Japanese youths	589	181	47	7	1	99.0
	Sightseeing	578	198	39	9	0	98.9
	Homestay	658	128	29	9	2	98.7
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	604	183	25	3	2	99.4
	Visit to Kyoto, etc.	539	234	34	8	2	98.8

N.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For ASEAN group I & II (N = 58)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	15	30	7	6	0	89.7
	Japanese language	20	26	10	2	0	96.6
	Observation tour	33	19	5	1	0	98.3
Specialized programme	Lectures	17	32	4	5	0	91.4
	Observation tour	39	17	2	0	0	100
	Discussion with Japanese youths	26	18	9	5	0	91.4
	Association with Japanese youths	36	14	7	1	0	98.3
	Sightseeing	38	17	3	0	0	100
	Homestay	30	18	7	2	1	94.8
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	37	16	5	0	0	100
	Visit to Kyoto, etc.	30	22	5	1	0	98.3

N.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For Brunei youth (N = 40)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	17	22	0	1	0	97.5
	Japanese language	21	14	1	4	0	90.0
	Observation tour	31	8	1	0	0	100
Specialized programme	Lectures	20	18	0	2	0	95.0
	Observation tour	30	9	1	0	0	100
	Discussion with Japanese youths	28	8	3	1	0	97.5
	Association with Japanese youths	30	5	3	1	0	97.4
	Sightseeing	28	8	3	0	0	100
	Homestay	34	4	1	0	0	100
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	28	4	1	0	1	97.1
	Visit to Kyoto, etc.	27	10	2	1	0	97.5

N.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For Indonesian youth (N = 141)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	42	43	51	4	0	97.1
	Japanese language	52	46	38	3	1	97.1
	Observation tour	73	52	13	2	0	98.6
Specialized programme	Lectures	50	43	43	4	0	97.1
	Observation tour	78	52	10	0	0	100
	Discussion with Japanese youths	72	51	14	3	0	97.9
	Association with Japanese youths	88	40	9	3	0	97.9
	Sightseeing	77	43	18	1	0	99.3
	Homestay	101	29	9	1	0	99.3
Visit to the historical places	Visit to Kiroshima	96	34	8	1	1	98.6
	Visit to Kyoto.etc.	84	46	9	0	1	99.3

N.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For Malaysian youth (N = 140)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	22	80	25	10	3	90.7
	Japanese language	70	48	16	6	0	95.7
	Observation tour	83	46	6	2	1	97.8
Specialized programae	Lectures	33	76	20	9	2	92.1
	Observation tour	87	39	9	4	1	96.4
	Discussion with Japanese youths	96	25	14	5	0	96.4
	Association with Japanese youths	98	31	10	1	0	99.3
	Sightseeing	98	33	6	3	0	97.9
	Homestay	111	24	3	2	0	98.6
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	105	33	1	1	0	99.3
	Visit to Kyoto, etc.	83	42	8	5	1	95.7

N.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For Philippine youth (N = 139)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	sozewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	48	64	17	8	2	92.8
	Japanese language	62	56	16	3	2	96.4
	Observation tour	115	20	3	0	1	99.3
Specialized programme	Lectures	50	66	14	8	1	93.5
	Observation tour	112	23	3	0	1	99.3
	Discussion with Japanese youths	98	35	3	2	1	97.8
	Association with Japanese youths	109	24	5	0	1	99.3
	Sightseeing	122	15	0	1	0	99.3
	Homestay	115	17	5	2	0	98.6
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	121	15	0	0	0	100
	Visit to Kyoto, etc.	116	17	0	0	0	100

X.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For Singapore youth (N = 140)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	37	83	12	8	0	94.3
	Japanese language	79	47	11	3	0	97.9
	Observation tour	82	45	12	1	0	99.3
Specialized programme	Lectures	43	76	13	8	0	94.3
	Observation tour	82	48	7	2	0	98.6
	Discussion with Japanese youths	110	21	8	0	0	100
	Association with Japanese youths	110	23	6	0	0	100
	Sightseeing	105	30	4	1	0	99.3
	Homestay	118	18	4	0	0	100
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	88	44	7	0	0	100
	Visit to Kyoto, etc.	86	46	6	0	0	100

N.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For Thai youth (N = 140)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed (%)
General orientation	Lectures	51	78	6	5	0	96.4
	Japanese language	80	48	8	4	0	97.1
	Observation tour	94	41	4	1	0	99.3
Specialized programme	Lectures	59	74	7	0	0	100
	Observation tour	104	29	4	3	0	97.9
	Discussion with Japanese youths	105	33	2	0	0	100
	Association with Japanese youths	92	42	6	0	0	100
	Sightseeing	86	47	4	3	0	97.9
	Homestay	125	15	0	0	0	100
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	106	31	3	0	0	100
	Visit to Kyoto, etc.	93	44	2	1	0	99.3

N.B. The value of the percentage of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

Results of Questionnaires

For Burmese youth (N = 10)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed
General orientation	Lectures	5	4	1	0	0	10 / 10
	Japanese language	5	4	1	0	0	10 / 10
	Observation tour	6	3	1	0	0	10 / 10
Specialized programme	Lectures	7	2	1	0	0	10 / 10
	Observation tour	6	3	1	0	0	10 / 10
	Discussion with Japanese youths	8	1	1	0	0	10 / 10
	Association with Japanese youths	8	1	1	0	0	10 / 10
	Sightseeing	6	3	1	0	0	10 / 10
	Homestay	6	2	0	1	1	8 / 10
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	7	2	0	1	0	9 / 10
	Visit to Kyoto, etc.	5	3	2	0	0	10 / 10

Results of Questionnaires

For youth from Fiji (N = 10)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed
General orientation	Lectures	4	3	3	0	0	10 / 10
	Japanese language	4	3	1	1	1	8 / 10
	Observation tour	9	0	0	1	0	9 / 10
Specialized programme	Lectures	3	5	1	1	0	9 / 10
	Observation tour	8	1	0	1	0	9 / 10
	Discussion with Japanese youths	9	0	0	1	0	9 / 10
	Association with Japanese youths	9	0	0	1	0	9 / 10
	Sightseeing	9	1	0	0	0	10 / 10
	Homestay	9	0	0	1	0	9 / 10
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	8	2	0	0	0	10 / 10
	Visit to Kyoto, etc.	8	2	0	0	0	10 / 10

Results of Questionnaires

For youth from P.N.G (N = 10)

		very much enjoyed	fairly enjoyed	somewhat enjoyed	little enjoyed	not enjoy- ed at all	enjoyed
General orientation	Lectures	5	5	0	0	0	10 / 10
	Japanese language	7	1	1	1	0	9 / 10
	Observation tour	9	1	0	0	0	10 / 10
Specialized programme	Lectures	7	3	0	0	0	10 / 10
	Observation tour	9	1	0	0	0	10 / 10
	Discussion with Japanese youths	10	0	0	0	0	10 / 10
	Association with Japanese youths	9	1	0	0	0	10 / 10
	Sightseeing	9	1	0	0	0	10 / 10
	Honestay	9	1	0	0	0	10 / 10
Visit to the historical places	Visit to Hiroshima	8	2	0	0	0	10 / 10
	Visit to Kyoto.etc.	7	2	0	0	0	9 / 10

N.B. The value of "enjoyed" in the table shown above excludes the number of those who did not answer the question.

「日中青年の友好計画」実施打合せ調整協議要

協議事項	合意・取組内容	備考（＊印は口頭了解事項）
1 趣旨・目的	「日本とアジア・太平洋諸国の青年の交流を通じ、21世紀に向けて、よりよき未来と平和と繁栄を分かち合うために、相互理解と友情を培うことを目的とする。『21世紀のための友好計画』の一環として、日本政府は、中国青年を我が国に招請し、日本青年との交流を通じて相互理解を深め、其の交換と提携を培うための『日中青年の友好計画』を実施する。（口上書前文、討議要録前文）	
2 招へい方法	1987年から5年間にわたり毎年100名、計500名の中国青年を日本国へ1カ月間招請する。（口上書1.）	
3 実施体制	①日本政府はJICAを通じて実施する。（口上書2.） ②計画実施の中国側の責任は中華全国青年連合会が負う。（口上書3.） ③JICAは日本政府の負担で日本で必要な出費をとる。（議事録3.（1）） ④「中華全国青年連合会は中国青年を選考派遣することに必要なたきき、適切な措置をとる。（議事録3.（4）） ⑤在中日本大使館及び在日中国大使館は必要に応じて相手側との協議に基づき、適切な措置をとる。（議事録3.（4））	例えば、招へい青年に係る緊急処置の必要ないはそれぞれの大使館と協議する。
4 合意事項の承認方法	日本国政府は、中国青年を招請し、中国政府はこの招請に応じるとともに実施責任を中華全国青年連合会に一任する旨を口上書をもって確認し、双方の実務関係は討議要録をもって実施細則を承認する。	
5 実施計画	(1) 招へい対象者の分野（議事録2.（1）） 農村青年、青年指導者、教員、勤労青年、公務員のうちから4グループ (2) 対象者の条件（議事録2.（1）） ①年齢は18才から35才前夜 ②「プログラム参加に前入するよう心身共に健全であること」 ③「参加者は広範な代表性を有すること」 ④正式な手続による中国側の指名 (3) 招へい形態・時期（議事録2.（2）） ①分野別に1グループ2.5名の4グループを同時期に入される。 ②初年度の導入は62年9月から1カ月、次年度以降は別途協議 (4) 基本プログラム（議事録4.） 共通プログラム、分野別プログラム、異文化交流プログラム、4つから構成	初年度は9月27日から10月27日 ＊いわゆる「現地プログラム」は中国側が手配、経費負担ともに行うが日本側はこれに対し、資料提供、便宜供与、日本でのステーションールの説明等を必要に応じて応じて行う。 本要項をもって100名に対する総括的招待状のみならず、62年度は来日の1カ月前までに各籍及び到着を提出 ＊日本側は種々の参加者に対する受入可否の審査はしない、問題あるときには定例協議または臨時協議する。
6 手続	①日本側はプログラム開始の5カ月前に要項を送付する（議事録5.（1）） ②「中国側は、的確な参加者を選考し、別途双方が合意した適当な時期までに、日本側に参加者名簿と各参加者につき4部ずつの個人調査を提出するものとする。」（議事録5.（2）） ③「日本側は、参加者名簿と各参加者の個人調査の個人調査の個人調査を承認した日中国側に通知する。」（議事録5.（3））	
7 協議	①「日中両国政府は、計画の実施にあたり必要に応じて協議を行うことができていくものとする。」（口上書5.） ②「日中双方は相互理解の精神に基づき、計画の円滑な実施のため、毎年定期協議を行い、また必要に応じて臨時協議し、改善のため必要な措置をとる。」（議事録3.（3））	
8 その他	引率者（団長、秘書長）であつても他団員と同待遇を原則とする。	

【註】（ ）内は日中双方が合意した口上書（案）、討議要録（案）の各項を示す。

日本側口上書(案)

在中國日本国大使館は中華人民共和国外交部に敬意を表するとともに、1986年11月8日中曽根総理大臣が日中青年交流センター定礎式出席のため貴国を訪問した際明らかにした「日中青年の友情計画」(以下「計画」という)に言及し、日本国政府は日本とアジア・太平洋諸国の青年の交流を通じ、21世紀に向けてより良き未来と平和と繁栄を分かち合うために、相互理解と友情を培うことを目的とする「21世紀のための友情計画」の一環として、計画を具体的に以下の方式に従って実施する意図を有することを中華人民共和国外交部に通報する光栄を有する。

1. 日本国政府は、法令の範囲内で1987年から1991年まで5年間に亘り、中華人民共和国の各分野の指導的立場にある青年を毎年100名、計500名を日本国に1カ月間招待する。
2. 日本国政府は国際協力事業団を通じて計画を実施する。
3. 中華人民共和国政府は日本国政府との協議を踏まえ、中華全国青年連合会が中国側関係機関と協議をし、計画に基づく派遣青年を中華全国青年連合会を通じて日本国政府に推薦する。日本国政府は中華人民共和国青年の受入れの可否につき中華人民共和国政府に回答する。

計画の実施細目は国際協力事業団と、計画の実施につき中華人民共和国政府よりこのための権限を与えられた中華全国青年連合会との間で取り決められる。

5. 日中両国政府は、計画の実施にあたり毎年協議を行い、改善のため必要な措置をとることができるものとする。

中国側口上書(案)

中華人民共和國外交部は在中國日本国大使館に敬意を表するとともに、1987年 月 日付在中國日本国大使館発口上書を受領したことを確認する光榮を有する。

中華人民共和國外交部は前記日本国大使館口上書に通報された内容に異議がないことを回答する光榮を有する。

「日中青年の友情計画」に関する討議議事録(案)

在中国国際協力事業団中国事務所と中華人民共和国中華全国青年連合会代表は、「日中青年の友情計画」(以下「計画」という)の実施に係る討議を行った。

内容は以下の通り、

1. 日本国政府は、国際協力事業団を通じて、予算充当を条件に、1987年より5年間に亘り毎年100名の中国青年を1カ月間日本国へ招へいすることを表明した。
2. 双方は、付属計画実施細目に従って計画を実施することで合意した。

在中国国際協力事業団

中国事務所長

中華人民共和国

中華全国青年連合会

「21世紀のための友情計画」実施細目(案)

(日中青年の友情計画)

1. 目 的

「21世紀のための友情計画」は、日本とアジア・太平洋諸国の青年の交流を通じ、21世紀に向けて、より良き未来と繁栄を分かち合うために、相互理解と友情を培うことを目的とするものである。

本計画は中国の各分野を代表する青年が1カ月間日本を訪問し、日本社会との広範な接触、同世代の青年と密接な交流をする機会を与えるものであり、本計画に係る費用は日本国政府が全額負担し、多くの公共団体及び非政府団体の協力の下に国際協力事業団が実施する。

2. 実 施 計 画

1987年より5年間に亘り中国の各分野の指導的立場にある青年を毎年100名、合計500名を日本国に1カ月間招へいする。

(1) 招へい対象者

① 訪日歴のない下記分野における指導的立場にある中国青年男女。

- a 農業従事者及び関係者
- b 青年指導者(スポーツ, 文化, 社会活動関係者)
- c 教員
- d 勤労青年(会社員, ジャーナリスト等)
- e 公務員

② 候補者は、以下の条件を満たすものとする。

- a 下記5(2)に示される手続きによる中国政府の指名。
- b 中華人民共和国国籍を有する18才から35才前後の者。(但し、夫婦の参加は認めない)
- c プログラム参加に耐え得るよう心身共に健全であること。妊娠している者は、不適格とする。
- d 参加者は日本滞在中に家族を同伴させることはできない。
- e 参加者は一定の地域等にかたよることなく広く募集されること。

(2) 招へい形態

日本における関係受入団体の都合上、次の点を考慮する。

- ① 分野別に1グループ25名編成とし、4グループ併せて100名を同時期に受入れる。
- ② 初年度の受入時期は、9月末から1ヶ月間とし、次年度以降については別途協議する。

3. 実施体制

- (1) 日本国政府は、日本国政府の負担で中国青年を受入れるに当たり、国際協力事業団を通じ必要な措置をとる。
- (2) 中華人民共和国政府は、日本国政府と協議し、中華全国青年連合会を通じて中国青年を选考派遣するに必要な措置をとる。併せて、中華人民共和国政府は、在中国日本国大使館及び国際協力事業団中国事務所と協力し中華全国青年連合会を通じて現地プログラムを準備するに必要な措置をとる。
- (3) 在日中華人民共和国大使館は、日本での計画の実施において必要とされる際には、日本国政府、国際協力事業団との協議に基づき、適切な措置をとる。

4. 標準プログラム

以下の内容を含むものとする。

- (1) 現地プログラム（北京）
- (2) 共通プログラム（東京）
- (3) それぞれの共通分野において両国の青年の相互理解を促すための分野別プログラム
- (4) 日本の文化的、社会的観点において理解を深めるための見学旅行
- (5) それぞれ招聘プログラムの評価

現地プログラムに関する実施細則は、別添1のとおり。

招聘プログラム構成は別添2のとおり。

5. 手続

- (1) 日本国政府は、中華人民共和国政府に対し、原則的に、それぞれの招聘プログラム開始の少なくとも5カ月前には、要項(G.I.)をもって通知する。
- (2) 中華人民共和国政府は、本招聘計画に対し、中華全国青年連合会を通じ、適確な候補者を選考し、招聘開始の遅くとも3カ月前までには、在中国日本国大使館を経由し、各候補者につき4部ずつの要請書を提出するものとする。
- (3) 日本国政府は、招聘プログラム開始の遅くとも2カ月前までには、候補者の受入れ可否を中華人民共和国政府に対し通知する。

「日中青年の友情計画」現地プログラムに関する実施細則(案)

1. 目的

「日中青年の友情計画」の現地プログラム(以下「プログラム」という)は、日本への訪問プログラムがより有意義なものとなるよう、参加者に対し予備知識を与えることを目的とする。

2. プログラム内容

プログラムは、以下のような内容から成るものとする。

- (1) 中国側実施機関による概要説明
- (2) 中国人講師による日本紹介のための講義
- (3) 日本語の日常会話の学習
- (4) 渡航に係るブリーフィング

3. 期間

プログラムは、1987年の 月 日から 月 日まで実施するものとする。

次年度以降は年度毎にプログラムの期間を取り決めるものとする。

4. 参加資格

プログラム参加者は、「日中青年の友情計画」参加者として中華人民共和国政府の指名を得ている者に限る。

5. 国際協力事業団は、以下の諸経費を負担する。

- (1) 打合わせ経費、資材購入、印刷経費、講義室借上等、プログラム実施に必要な経費
- (2) 参加者の宿泊、滞在に必要な経費
- (3) なお参加者の国内移動費(交通費)については、別途協議する。

6. 中華全国青年連合会は国際協力事業団と協力し、以下の項目について責任を負うものとする。

- (1) 講師の依頼、講義室及び宿泊施設の準備。
- (2) 参加者の宿泊手配。
- (3) プログラム終了後直ちに渡航できるよう参加者の旅券及び査証の取得に関する確認。
- (4) 下記7の必要な経費手続き。
- (5) 国際協力事業団負担以外の諸経費に関し、必要な経費を負担。
- (6) 参加者に関わる問題が起きた場合の必要な措置。

7. 経費手続

- (1) 上記5に示された諸経費見積書を国際協力事業団中国事務所に提出するための必要な措置をとる。
- (2) 国際協力事業団は、見積書の金額を査定し、必要経費を充当する。
- (3) 中華全国青年連合会は、精算報告を行い、国際協力事業団の求めに応じてすべての証憑書類を提出できるよう準備するものとする。

招へいプログラム概要(案)

日中青年の友情計画

約 30 日間 来日 帰国	現地プログラム	事前オリエンテーション プログラム
	共通プログラム	日本の経済、文化、政策等についての 概論
	以下の分野での分野別研修プログラム ・農業従事者あるいは、関係青年 ・都市勤労青年 (公務員、ジャーナリスト等を含む) ・教員 ・公務員 ・青年指導者(スポーツ、文化、社会 活動に関わる者)	地場産業等の施設見学 日本青年との交流 可能であれば、同世代の日本青年との ホームステイあるいは、ホームビジット
	視察旅行	文化、社会的面から日本理解を深める ことを目的とする
	評価プログラム	訪日成果を強化するため評価会を行う
	アフターケア	訪日成果を強化するため、同窓会等設 立

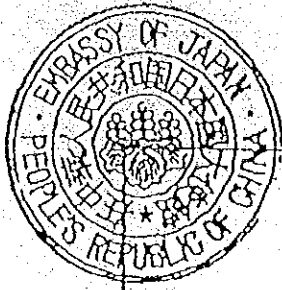
(注) このプログラム概要は、日本政府と中華人民共和国政府との協議により変更もありうる。

(資料Ⅳ)

日中青年の友情計画参加者個人調査

氏名	(漢字)		(英字)	
生年月日		性別	男・女	
結婚	既婚・未婚	宗教		
民族		出身地		
住所				
最終学歴	年 月	学校名	所在地	
	専攻・学部			
現職	期間	所属先名	所在地	
	仕事の種類・内容			
海外経験	期間	渡航先	目的	
趣味				
食事制限	魚・豚肉・酒類・その他()			
喫煙習慣	有・無			
語学力	英語(優・良・不可)		日本語(優・良・不可)	
	___語(優・良・不可)		___語(優・良・不可)	
日本でのプログラムに何を期待するか				

V Record of Discussions



PK1927

2

(87)第7号

昭和62年6月18日

口 上 書

在中華人民共和國日本國大使館は、中華人民共和國外交部に敬意を表するとともに、1986年7月8日中曾根総理大臣が日中青年交流センター一定礎式出席のため貴國を訪問した際明らかにした「日中青年の友情計画」（以下「計画」という。）に言及し、日本国政府は日本とアジア・太平洋諸國の青年の交流を通じ、21世紀に向けてより良き未来と平和と繁榮を分かち合うために、相互理解と友情を培うことを目的とする「21世紀のための友情計画」の一環として、計画を具体的に以下の方式に従って実施する意図を有することを中華人民共和國外交部に通報する光榮を有する。

1. 日本国政府は、法令の範囲内で1987年から1991年まで5年間に亘り、中華人民共和

在中華人民共和國日本國大使館

- 国の各分野の指導的立場にある青年を毎年100名、計500名を日本国に1カ月間招待する。
2. 日本国政府は国際協力事業団を通じて計画を実施する。
 3. 計画の実施細目は国際協力事業団と中華全国青年連合会との間で取り決められる。
 4. 日中双方は、必要に応じ外交ルートを通じ、計画の実施につき協議を行うことができるものとする。

在中華人民共和國日本国大使館

PK1927

4

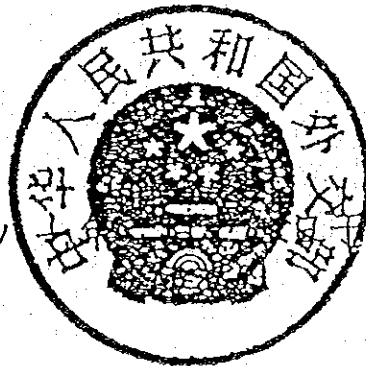
(87)部亚字第7号

日本国驻中华人民共和国大使馆：

中华人民共和国外交部向日本国驻华大使馆致意并荣幸地确认收到了日本国驻华大使馆一九八七年六月十八日关于“日中青年友谊计划”(以下简称“计划”)的照会，谨答复如下：

中华人民共和国政府对日本国政府在一九八七年至一九九一年的五年期间，每年邀请中华人民共和国各方面处于负责岗位的青年100名(共500名)访问日本一个月表示感谢，并决定中方由中华全国青年联合会负责派遣。关于“计划”的实施细则，由中华全国青年联合会和日本国际协力事业团商定。根据需要，中日双方可通过外交途径就“计划”的实施进行协商。

顺致崇高的敬意。



一九八七年六月十八日 北京

「日中青年の友情計画」実施細目に関する討議の記録

TA-270²/₈

国際協力事業団北京事務所長と中華全国青年連合会国際部長は、1987年6月18日
付在中華人民共和国大使館と中華人民共和国外交部との間で交換された口上書に基づき「日中
青年の友情計画」（以下「計画」という。）の実施に係る討議を行った。

内容は以下のとおり。

1. 国際協力事業団北京事務所長は、日本国政府が中華人民共和国政府に対し国際協力
事業団を通じて、予算充当を条件に、1987年より5年間に亘り、毎年100名の
中国青年を1カ月間日本国へ招聘することを表明したことに言及した。
2. 中華全国青年連合会国際部長は、中華人民共和国政府が日本国政府の計画に基づく
招待に応じ、計画の実施につき中国側として中華全国青年連合会が責任を負うことを
決定したことに言及した。
3. 双方は国際協力事業団と中華全国青年連合会が附属計画実施細目に従って計画を実
施することで意見の一致をみた。
4. 双方は等しく正文である日本語及び中国語による本稿各2通を作成した。

1987年 7月 9日

田口定則

国際協力事業団
北京事務所長

常務心

中華全国青年連合会
国際部長

1. 目的

「日中青年の友情計画」は、日本と中国の青年の交流を通じ、21世紀に向けて、より良き未来と平和と繁栄を分かち合うために、相互理解と友情を培うことを目的とするものである。

本計画は日本国政府が全額負担し、中国の各分野を代表する青年が1カ月間日本を訪問し、日本社会との広範な接触、同世代の青年と密接な交流をする機会を与えるものである。

2. 実施計画

1987年より5年間に亘り、中国の各分野の指導的立場にある青年を、毎年100名、合計500名が日本国に、1カ月間招聘される。

(1) 招聘対象者

① 下記分野における指導的立場にある中国青年男女。

- a 農業従事者及び関係者
- b 青年指導者（スポーツ、文化、社会活動関係者）
- c 教員
- d 勤労青年（会社員、ジャーナリスト等）
- e 公務員

② 参加者は、以下の条件を満たすものとする。

- a 18才から35才前後の者。
- b プログラム参加に耐え得るよう心身共に健全であること。
- c 参加者は広範な代表性を有すること。
- d 下記5(2)に示される手続きによる中国側の指名。

(2) 招聘形態

① 分野別に1グループ25名編成とし、4グループ併せて100名が同時期に受入れられる。

② 初年度の受入期間については、9月末から1カ月間とし、次年度以降については別途協議される。

TA270 $\frac{4}{8}$

3. 実施体制

- (1) 国際協力事業団は、日本国政府の負担で中国青年を受入れるに当り、多くの公共団体及び非政府団体の協力の下に、必要な措置をとる。
- (2) 中華全国青年連合会は、中国青年を選考派遣するに必要な措置をとる。
- (3) 国際協力事業団及び中華全国青年連合会は、日中友好の精神に基づき、計画の円滑な実施のため、毎年定期協議を行ない、また必要に応じ随時協議し、改善のため必要な措置をとる。
- (4) 国際協力事業団及び中華全国青年連合会は、在中日本国大使館と在日中華人民共和国大使館に対し、計画の実施において必要とされる際には、相手側との協議に基づき、適切な措置をとることを要請できるものとする。

4. 基本プログラム

以下の内容を含むものとする。

- (1) 共通プログラム（東京）
- (2) それぞれの共通分野において両国の青年の相互理解を促すための分野別プログラム
- (3) 日本の文化的、社会的観点において理解を深めるための見学旅行
- (4) それぞれの招聘プログラムの詳細

5. 手 続

- (1) 国際協力事業団は、中華全国青年連合会に対し原則的に招聘プログラム開始の少なくとも5カ月前には、要項（G. I）をもって通知する。
- (2) 中華全国青年連合会は、適確な参加者を選考し、別途双方が合意した適当な時期までに、国際協力事業団に参加者名簿と各参加者につき4部ずつの個人調書を提出するものとする。
- (3) 国際協力事業団は、参加者名簿と各参加者の個人調書の受領を確認した旨中華全国青年連合会に通知する。

TA=70 ⁵/₈

“中日青年友谊计划”实施细则讨论纪要

中华全国青年联合会国际部部长和国际协力事业团北京事务所所长根据一九八七年六月十八日中华人民共和国外交部和日本国驻中国大使馆的换文，就“中日青年友谊计划”（以下简称“计划”）的实施进行了协商。

内容如下：

一、国际协力事业团北京事务所所长谈到，日本国政府对中华人民共和国政府表示将通过国际协力事业团以拨出预算为条件，自一九八七年开始，五年间每年邀请中国青年一百人访问日本一个月。

二、中华全国青年联合会国际部部长谈到，中华人民共和国政府接受日本国政府基于此计划的邀请，并决定中方由中华全国青年联合会负责计划的实施。

三、双方一致同意由中华全国青年联合会和国际协力事业团按照所附计划实施细则实施此计划。

四、双方制成中日文正本各二份。

一九八七年七月九日

中华全国青年联合会

国际部部长

曹衛河

国际协力事业团

北京事务所所长

田口定則

TA 2708⁶/₈

“中日青年友谊计划”实施细则

一、目的

“中日青年友谊计划”（以下简称“计划”）的目的是通过中国与日本青年的交流，面向二十一世纪，共享更加美好的未来与繁荣，建立相互之间的了解和友谊。

本计划将由日本政府负担全部费用，邀请中国各个领域的青年代表访问日本一个月，为其广泛接触日本社会及与同年代的青年进行密切交流提供机会。

二、实施计划

本计划从一九八七年开始，五年间每年邀请中国各个领域处于领导地位的青年一百名，共计五百名访问日本一个月。

1、邀请对象

(1) 以下各领域中处于领导地位的中国男女青年

a、农业青年及有关人士

b、青年工作者（体育、文化、社会活动方面的有关人士）

c、教师

d、青年职工（公司劳动者、记者等）

e、国家干部

TA 270/8

(2) 参加者需具备以下条件

- a、自十八岁至三十五岁左右者
- b、适于参加本计划活动的身心健康者
- c、参加者需具有广泛的代表性
- d、根据下述第五部分第 2 项要求经过中方提名者。

2、邀请方式

(1) 一百人同时访日，按行业分为四个组，每组二十五人。

(2) 第一年自九月底访问一个月。第二年以后另行协商。

三、实施体制

1、国际协力事业团在利用日本政府的经费接待中国青年访日时，与诸多公共团体及非政府团体合作，采取必要的措施。

2、中华全国青年联合会为选派中国青年访日，采取必要的措施。

3、中华全国青年联合会和国际协力事业团根据中日友好的精神，为了本计划的顺利实施，每年定期进行协商也可根据需要随时进行协商，采取必要的改善措施。

TA=70/8

4、中华全国青年联合会和国际协力事业团在计划实施过程中，必要时，可根据与对方的协商，要求驻日中华人民共和国大使馆和驻华日本国大使馆采取适当的措施。

四、基本活动

包括以下内容

- 1、统一活动（东京）
- 2、促进两国青年相互了解的分行业活动。
- 3、加深对日本文化和社会了解的参观旅游。
- 4、对各项活动的评估。

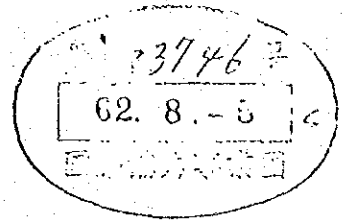
五、手续

1、国际协力事业团原则上于访问开始的至少五个月前，将实施概要（简称：G-I）通知中华全国青年联合会。

2、中华全国青年联合会选拔适当的参加者，并在双方另行商定的适当时期以前，向国际协力事业团提交参加者名单和各参加者的个人调查表四份。

3、国际事业协力团确认收到参加者名单和各参加者个人调查表后，将通知中华全国青年联合会。

RECORD OF DISCUSSIONS
ON
THE INVITATION PROGRAMME OF KOREAN YOUTHS



Mr. LEE NAM YOUNG, Director General of Non-Formal and International Education Bureau, Ministry of Education, representative of the Republic of Korea, and Mr. HIROSHI OTA, Minister of the Embassy of Japan in Seoul, held discussions concerning the implementation of the Invitation Programme of Korean Youths (hereinafter referred to as "the Programme") as a part of the Friendship Programme for the 21st Century initiated by Prime Minister Yasuhiro Nakasone and wish to record the following:

1. The Japanese side stated that the Government of Japan is prepared to invite to Japan, subject to budgetary appropriations, up to a total of 500 Korean young people over a period of five years beginning in 1987.
2. Both sides shared the view that the Programme will be implemented along the guidelines attached hereto.

July 25 , 1987

Lee Nam Young

Mr. LEE NAM YOUNG

Director General

Bureau of Non-formal
and International Education
Ministry of Education
Republic of Korea

94. Ota

Mr. HIROSHI OTA

Minister

Embassy of Japan

GUIDELINES

OF THE INVITATION PROGRAMME OF KOREAN YOUTHS

1. Purpose

The purpose of the Invitation Programme of Korean Youths (hereinafter referred to as "the Programme") is to foster, through youth exchange between the Republic of Korea and Japan, long-lasting relationship of shared peace and prosperity based upon mutual understanding and friendship between the two countries.

The Programme provides youths of various sectors in the Republic of Korea with the opportunity to visit Japan for a period of one month and to make close and wide contacts with their Japanese counterparts. The Programme is fully sponsored by the Government of Japan and implemented by JICA (Japan International Cooperation Agency) with the cooperation of a number of organizations and bodies in Japan, both public and private.

2. Implementation Scheme

A total of 500 youths from the Republic of Korea will be invited to Japan over 5 years beginning in 1987.

(1) Eligible youths to be invited

(a) The candidates are Korean youths who hold leading positions in the following categories:

(i) Working youth in urban, rural community and in the field of technology and science;

(ii) Youth leaders and civil servants (those related

Lee

74.0.

- to sports, culture and social activities);
- (iii) Teachers;
 - (iv) Students.
- (b) The candidates are requested to fulfill the following qualifications:
- (i) to be nominated by the Government of the Republic of Korea in line with the procedures mentioned in 5.(2) below;
 - (ii) to be around the age between eighteen (18) to thirty five (35) years old; and
 - (iii) to be in good health both mentally and physically, to participate in the visiting programme fully. (Pregnancy is regarded as a disqualifying condition.)
- (c) The participants may not bring any member of their family with them during their visiting period.

(2) Invitation Arrangement

Taking into account the logistic capacity of the recipient organizations concerned of Japan, the following points are suggested in making the visiting schedule for each year.

- (a) The participants are accepted as separate groups the size of which should be one hundred (100) persons divided into four sub-groups.
- (b) A sub-group is composed of twenty-five (25) persons.
- (c) The appropriate time of visit is between the beginning of May and the end of December.
- (d) The duration of visit is about a month.

Lee

97. 8.

3. Administrative Structure

(1) The Government of Japan takes necessary measures through JICA to receive the Korean youths at its own expense.

(2) The Government of the Republic of Korea takes necessary measures to select and dispatch Korean youths to Japan in consultation with the Government of Japan.

The Government of the Republic of Korea takes necessary measures to co-operate with the Embassy of Japan in the Republic of Korea in arranging the pre-departure programme.

(3) The Embassy of the Republic of Korea in Japan takes appropriate measures in consultation with the Government of Japan and JICA, whenever necessary, to implement the Programme in Japan.

4. Tentative Invitation Programme

The programme may include the following sub-programmes:

- (1) Pre-departure programme in Seoul,
- (2) General orientation programme in Tokyo,
- (3) Special programme designed to enhance mutual understanding between the Korean participants and their Japanese counterparts in their respective fields of interest,
- (4) Field trip to places of cultural and social interest in Japan,
- (5) Evaluation of the result of each invitation programme etc.

The tentative invitation programme is as annexed hereto.

Lee

94. 0.

5. Procedures

(1) The Government of Japan informs the Government of the Republic of Korea, in principle, at the latest five (5) months prior to the commencement of each invitation programme, of the details of each invitation programme in the forms of General Information (G.I.).

(2) The Government of the Republic of Korea takes necessary measures to nominate appropriate candidates for the invitation programme and forward four (4) copies of the application form for each candidate not later than three (3) months before its commencement to the Government of Japan through the Embassy of Japan in Seoul.

(3) The Government of Japan informs the Government of the Republic of Korea whether or not the candidates proposed are accepted not later than two (2) months before its commencement.

Lee

94. 0.

Annex

Outline of the Tentative Invitation Programme

A Couple of days	Pre-departure Orientation Programme	
Arrival		
About 30 days	General Orientation	<ul style="list-style-type: none"> o Introduction to Japan's economy, culture, policy, etc.
	Programme in different fields of; <ul style="list-style-type: none"> o Working youth in urban, rural community and in the field of technology and science o Youth leaders and civil servants (those related to sports, culture and social activities) o Teachers o Students 	<ul style="list-style-type: none"> o Inspection tour of local industries, farms, etc. Exchange with Japanese youths. Home-stay or Home-visit with Japanese counterparts of same generation, if possible.
	Field Trip	<ul style="list-style-type: none"> o Aimed to deepen understanding of cultural and social aspect of Japan.
	Evaluation	<ul style="list-style-type: none"> o In order to consolidate the result of the visit to Japan, evaluation session is to be conducted.
Return Home		
	Follow-up	<ul style="list-style-type: none"> o Post-Programme to be provided through the establishment of alumni association, etc., aimed at consolidating the result of the visit to Japan.

N.B.: Programme may be revised through consultation between the Government of the Republic of Korea and the Government of Japan.

Lee

9.7.0.